
 論 説

イギリスにおける犯罪収益の 刑事没収について (1)

澁 谷 洋 平

目 次

- I 序 —— 問題状況
- II イギリスにおける犯罪収益の刑事没収（以上，本号）
- III 法律委員会による検討作業と立法提案
- IV 日本法との比較検討
- V 結語 —— 課題と展望

I 序 —— 問題状況

(1) 日本の状況——FATF第4次対日相互審査結果

マネー・ローンダリング（Money Laundering〔ML〕）をはじめ、テロ資金供与（Terrorist Financing〔TF〕）や大量破壊兵器拡散金融（Proliferation Financing〔PF〕）をも含む法的規制（ML対策等）については、国際的な協力機関である金融活動作業部会（Financial Action Task Force〔FATF〕）が、国際的基準・勧告の策定やその履行について各国を指導する形で国際的な対策を行ってきた⁽¹⁾。とりわけ犯罪収益を適正に剥奪し、その再利用を防止するためのML規制は、かなり以前から国際的協調の下で取り組むべき重要課題の1つとされてきた⁽²⁾。

FATFは、2012年に現在の「40の勧告」を公表し、各国に対してこれを

論 説

遵守する国内法の整備を促すとともに、その遵守状況について定期的審査と報告を行っており、日本については、2021年8月に第4次対日相互審査報告書⁽³⁾が公表された⁽⁴⁾。

第4次対日相互審査報告書では、全体としてML対策等につき成果を上げていると評価された反面、MLやテロ資金供与の捜査・訴追など、優先的に取り組むべき事項もあわせて指摘されている⁽⁵⁾。この審査結果を受けて、日本政府がすぐに対応に乗り出した⁽⁶⁾ほか、ML対策等の制度全体について、本格的に検討する試みがみられるところである⁽⁷⁾。

(2) イギリスの状況——FATF第4次対英相互審査結果

ML対策は、その性質上、国際社会の動向を的確に把握し、これを国内法の整備に向けた基礎資料とすることが望まれる。この点、イギリスは、アメリカと並び、ML対策の先導的役割を果たしてきた。実際、2018年に公表されたFATF第4次対英相互審査報告書⁽⁸⁾によれば、ML対策の中核となる「MLの犯罪化」(勧告3)⁽⁹⁾、「没収と保全措置」(勧告4)、「疑わしい取引の届出」(勧告20)⁽¹⁰⁾の法令整備状況についてA評価となる「適合 (complaint)」を受けるとともに、「ML罪の捜査と起訴」(IO.7)、「没収」(IO.8)の有効性評価についてB評価となる「相当 (substantial)」を受けるなど、何れも日本より一段階上の評価を得ている⁽¹¹⁾。

また、イギリスでは、ML対策の基本法である2002年犯罪収益法 (Proceeds of Crime Act 2002) が制定されているところ、近時、同法の柱の1つである刑事没収 (Criminal Confiscation) の現状や課題について、法律委員会 (Law Commission) による包括的な検討作業が行われ、2020年9月に『法律委員会諮問書第249号 [CP249]』⁽¹²⁾が公表され、暫定的な提案と諮問事項が示された後、2022年11月に『法律委員会最終報告書第410号 [LC410]』⁽¹³⁾が公表され、最終的な改正提案が提示されることとなった。

イギリスの犯罪収益対策は「非常に厳格な制度」⁽¹⁴⁾と認識されてきたものの、2021年度末の没収命令未履行債務総額は£20億に達しているなど⁽¹⁵⁾、

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

犯罪収益のより効率的かつ効果的な没収に向けて、多数の課題があるようである。イギリスにおけるこれら一連の検討作業は、刑事没収制度全般を対象とした詳細なものであり、日本法のより適切な解釈や制度の望ましい運用、ひいては将来の立法の必要性などを検討するに当たり、1つの有益な知見や視座を提供し得ると予想される。

(3) 本稿における問題意識と検討対象

本来、ML対策のための諸制度の運用に際しては、基本法の立法趣旨や歴史的沿革、比較法的知見を踏まえる⁽¹⁶⁾とともに、刑事法の基本原則や犯罪論体系に即しながら、基本法の各条文の解釈論を構築することが望ましい⁽¹⁷⁾。しかし、ML対策は、急速に形成された国際的合意ないし共通理解を国内法に反映させることが迅速かつ強固に求められ、これに応じる形で法整備が行われてきた点に大きな特徴があり⁽¹⁸⁾、関連する制度の理論的な検討が十分に深められているとは思われない。もちろん、これは必ずしも日本に固有の状況ではなく、イギリスにおいても同様である。理論面が立ち遅れていることもあってか、多数の裁判例において、法の解釈・適用に多大な混乱がみられたとされている。しかしながら、近時、多数の裁判例が直面した問題が、法律委員会により、理論的及び実務的に検討され、ML対策の重要な柱の1つである刑事没収の現状と課題が詳細に析出されることとなった。未だ裁判例の蓄積が少ない日本法の研究の伸展を目指し、急速に発展し続ける概念や制度、手続などの日本法への受容可能性を見極めていく上で、一歩先を行くイギリスの状況から学ぶべきことは少なくないと思われる。

こうした状況と問題意識に鑑み、本稿は、ML対策のうち、犯罪収益の没収に焦点を当て、とりわけイギリスにおける刑事没収の現状と課題を明らかにした上で、日本法との比較を行うことにより、関係各法令の解釈適用や新たな法改正に向けた議論にとっての1つの素材を提供することを目的とするものである⁽¹⁹⁾。

II イギリスにおける犯罪収益の刑事没収

(1) 2002年法の制定経緯

イギリスにおけるML対策等は、2002年犯罪収益法（Proceeds of Crime Act 2002〔2002年法〕）、2000年テロ法（Terrorism Act 2000）、2018年制裁及び反マネー・ローンダリング法（Sanctions and Anti-Money Laundering Act 2018）という3つの制定法を柱として構築されている。このうち、ML規制の基本法となるのが、2002年法である。

2002年法の制定に至るまでの刑事没収制度は「単なる……歴史的関心」に留まるものではないと認識されている⁽²⁰⁾。現行の没収制度をよりよく理解するための前提として、2002年法制定に至るまでの経緯について概観しておきたい。

イギリスにおける刑事没収制度は、他の諸国と同様、1980年代の薬物犯罪対策から開始された。1971年薬物濫用法（Misuse of Drug Act 1971）27条に規定された没収（forfeiture）は、有体物（tangible items）に限定されていたため、Cuthbertson事件貴族院判決⁽²¹⁾において、職業的な薬物取引業者の不法収益全般に適用することができないという限界が判明した。また、犯罪収益により購入された家屋が量刑手続前に被告人からその妻へ譲渡され、その妻はこれを売却して金融機関へ預け入れた後に出国したという事案で、金融機関内の金銭を没収したいものの、それができないという問題も報告されていた。そして、Howard League for Penal Reformにより設置されたDerek Hodgsonを座長とする委員会が1984年に報告書『犯罪収益とその回復』⁽²²⁾を公刊し、「犯罪収益を被告人から没収することにより、被告人が犯罪を遂行する以前に置かれていた状況に押し戻すこと」を意図した刑事没収命令の創設が進められた。

その後、①1986年薬物取引犯罪法（Drug Trafficking Offence Act 1986）が薬物犯罪収益の没収（confiscation）を定めるとともに、②1988年刑事司法法（Criminal Justice Act 1988）が全ての正式起訴犯罪と特定の略式犯罪

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

を対象とし、その利益 (benefit) を「犯罪遂行の結果として、若しくはこれに関連して得られた財産、又はその犯罪から派生した財産上の利益」と定義した上でその没収を定めることにより、類似するが同一でない没収制度が存在することとなった。

実際、①①が必要的没収であるのに対して②は任意的没収であること、②①が巨大取引業者と同様、継続的利益を得ている一個人にも適用されるのに対して②は「高度に利益を生み出す犯罪」 (£10,000以上) に焦点を当てる意図であること、③①が過去6年間の推定規定を擁するのに対して②は起訴された当該犯罪に利益の算定が限定されていることなど、両制度には相違があった。そのため、1995年犯罪収益法 (Proceeds of Crime Act 1995) では①～③の相違が撤廃され、①の強力な規定に平仄が合わせられたが、全てが同一となったわけではなく、「量刑を行う者に落とし穴を仕掛ける」可能性のある複雑さが残された。

そして、2000年に内閣府が1986年法以降の制度を網羅的に検討し、報告書『犯罪収益回復』⁽²³⁾ を公表して両制度の統一を提言し、内務省提出に係る『犯罪収益法案 (Cm 5066)』を経て、2002年法が制定された⁽²⁴⁾。

(2) 2002年法の全体像

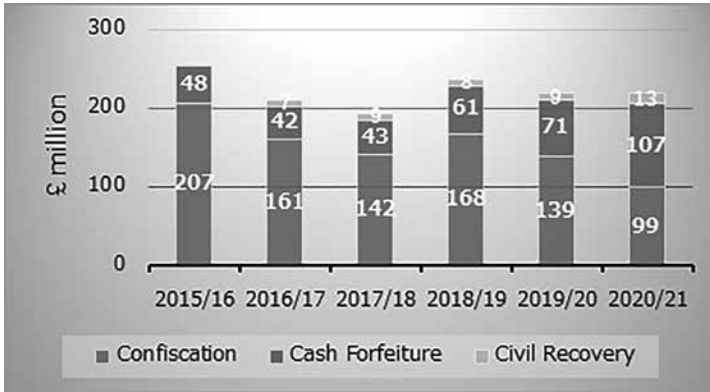
2002年法は、全12編 (462条) からなる制定法である。2002年法には、刑事没収 (第2編から第4編) のほか、犯罪収益の民事回復⁽²⁵⁾ (Civil Recovery (第5編第2章)), 現金等没収⁽²⁶⁾ (Cash or Listed Assets Forfeiture (第5編第3章から第3B章)), 徴税⁽²⁷⁾ (Taxation (第6編)), ML罪 (第7編), 調査及び捜査権限 (第8編) など、犯罪収益対策に関連する様々な制度や手続が広く規定されている⁽²⁸⁾。犯罪収益の没収手段としては、刑事没収、民事回復、現金等没収があるが、【図①】から明らかなように、その大部分を占めるのが刑事没収となっている。

2002年法は、イングランド及びウェールズのみならず、スコットランド、北アイルランドを含む連合王国 (United Kingdom) 全域に適用されるもので

論 説

あるが、本稿の問題関心に鑑み、イングランド及びウェールズにおける刑事没収（2002年法第2編6条～91条）のうち、主要な部分に焦点を当てて、検討することとする。

【図① イギリスにおける犯罪収益の刑事没収、現金等没収、民事回復額】



(Home Office, Asset Recovery Statistical Bulletin (2020) をもとに筆者作成)

(3) 刑事没収の概要と2002年法の改正状況

2002年法第2編に規定される刑事没収とは、刑事法院（Crown Court）が、被告人の有罪判決に引き続き、同人の犯罪利益を算定し、当該利益額に相当する金銭を支払うことを内容とする命令を発出し、被告人にこれを納付させることを通じて犯罪収益の回復を図る手続である。このように、イギリスの刑事没収は、特定財産の没収でなく、特定額の金銭の支払いを命令するものである⁽²⁹⁾。

2002年法は、1995年犯罪収益法を変更し、①刑事法院が刑事没収その他付随する命令を発出する唯一の機関であるとしたこと、②有罪判決に従う没収に向けて単一の統合された制度を創設したこと、③訴追側が刑事没収を申し立てたときは審理を行わなければならないこと、④被告人の「総体的な犯罪行為（general criminal conduct）の収益」という推定に基づく無限

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

定の評価を発動させる「犯罪生活様式 (criminal lifestyle)」という観念を導入したこと、⑤訴追側に直接的な上訴権を与えたことなどが重要な特徴であるとされている⁽³⁰⁾。刑事没収に係る2002年法第2編は、2003年3月24日から施行されており、それ以前に遂行された犯罪については適用されない⁽³¹⁾。

2002年法第2編は、没収制度の明確化や効率化、執行強化などを目指し、数次の改正を経ている。CP249によれば、①2005年重大組織犯罪及び警察法 (Serious Organized Crime and Police Act 2005) 97条により、治安判事裁判所 (Magistrates' Court) において没収命令 (£10,000まで) を発出し得る権限が創設されたこと、②2007年重大犯罪法 (Serious Crime Act 2007) 82条1項により、2002年法49条8A項、51条8A項に財産管理者の処分権限が追加されたこと、③2009年警察及び犯罪法 (Police and Crime Act 2009) により、2002年法45条のきわめて限定的な捜査官の権限が拡充され、没収命令を見越して行使可能な財産の搜索・差押え (47A条から47S条) 及び領置 (41A条から44A条) 権限や、治安判事裁判所による差押え財産の売却命令 (67A条から67D条) の発出権限が創設されたことなどが重要であるとされる。

とりわけ、④2015年重大犯罪法 (Serious Crime Act 2015) により、第三者による財産隠匿を不能にし、財産の凍結をより迅速に行い、命令履行の期間を減少させ、命令履行回避の機会を減少させることを目指して、没収命令履行期間が1年から6月に短縮されたこと (11条)、命令不履行に対する制裁の上限が10年から14年の拘禁刑に引き上げられたこと (35条2A項)、没収額が£10,000,000を超える場合には早期釈放を認めない形 (2003年刑事司法法258条2B項) で強化されたこと、刑事法院に没収命令の履行確保に必要な場合に旅行制限などを加える「遵守命令 (compliance order)」の発出権限 (2002年法13A条追加) が認められたこと、禁止命令の条件が被告人が犯罪行為から利益を得ていると「信じるに足りる合理的理由があること」から「疑うに足りる合理的理由があること」に引き下げ

論 説

られたこと（40条2項（b））、刑事法院に没収命令発出時点で第三者が保有する財産の中に被告人の利益がどの程度あるのかにつき拘束力のある決定を行う権限が付与されたこと（10A条）、単一の命令履行期限まで自由に財産の現金化を認めるのではなく、命令履行に向けた複数の期限を定めることが認められたこと（11条）、第三者の銀行口座中の被告人の金銭を命令履行のため支払わせる権限が治安判事裁判所に付与されたこと（67条5B項）、有罪又は無罪判決を受けずに失踪した被告人に対する没収命令の発出が失踪後2年から3月と早期化されたこと（28条2項（c））、没収命令が均衡性のある限度でのみ発出可能であるとされたこと（6条5項）などは、近時の非常に重要な改正とされている⁽³²⁾。

（4）刑事没収と人権保障

刑事没収の解釈及び運用に際しては、刑事法上の人権保障の理論や枠組との抵触が重要な問題となる。具体的には、欧州人権条約（European Convention for Human Rights）により保障された①「公正な裁判を受ける権利」（6条1項）、②「無罪推定の原則」（6条2項）、③「遡及処罰の禁止」（7条）、④「私生活及び家族生活の尊重を受ける権利」（8条）、及び⑤「財産の保護」（第1議定書1条（Article 1 of Protocol 1 of ECHR [A1P1]））との関係性が、2002年法以前の時代から争われてきた⁽³³⁾。

例えば、①には合理的期間内の審理の保障や公開の審理が含まれており、没収命令不履行の被告人の収監手続が遅滞した場合⁽³⁴⁾や入手可能額の再検討の申立てが大幅に遅延した場合⁽³⁵⁾、公開の審理が確保されていない場合⁽³⁶⁾など、没収関連手続が①に違反することがある。他方、没収手続は有罪認定でない量刑過程にあり、被告人は没収手続において犯罪で訴追されているわけではないため、被告人の性格や所為に関する訴追側の主張・立証には②の保障が及ばないと解されている⁽³⁷⁾。

また、没収命令も罰金や自由刑と同様、本来的には制裁であるとするれば、没収命令額の算定においては2002年法制定以前に獲得された財産も考慮に

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

入れられることから、そうした取扱いが③に違反する余地もある⁽³⁸⁾。

さらに、没収命令の履行に際して、被告人が家屋の売却代金を命令履行に充当せざるを得ず、命令不履行に陥ると拘禁刑が執行されるという困難な状況もあり得るところ、個人の権利及び自由に対する国家的制約について「必要性 (necessity)」と「比例性 (proportionality)」とを要求する④との適合性、つまり被告人や家族の私的な諸利益と公共の利益との均衡的な調和が図られているかが問われることとなる⁽³⁹⁾。⑤は、個人が財産を平穏に享有すること (peaceful enjoyment) を保障する条項であるところ、没収命令額が莫大なものとなった場合などには④と同種の問題状況が生じることが想定される。

当然ながら、これらの人権問題は、2002年法に基づく刑事没収においても同様に問題となっている。その詳細については、現行の制度を紹介していく中で、適宜、記述することとする。

(5) 現行の刑事没収

イギリスの刑事没収は、①有罪判決を前提とし、没収手続に向けての準備を行う段階 (Conviction and Preparing)、②没収命令の発出の有無や内容を決定する審理段階 (Confiscation Hearing)、③没収命令に付随する付加的な諸要件を考慮する段階 (Additional Requirements)、及び④没収命令の執行 (Enforcement) という各段階に大別される。

1 没収手続の端緒と審理準備

没収手続の大枠については、2002年法6条に規定されている。刑事没収手続の端緒は、被告人の有罪判決である。刑事法院が有罪判決を下した場合とともに、治安判事裁判所が略式犯罪につき有罪判決を下した場合であっても、量刑や没収命令を検討すべきであるとして事件を刑事法院に移送する手続がなされたときは同様の扱いとなる(6条2項(a)～(c), 70条)。

そして、訴追者の申立て又は刑事法院の職権により、刑事没収手続

論 説

が開始される。イギリスでは、刑事事件の訴追の多くを公訴官 (public prosecutor) が行うものの、現在でも、私人訴追が可能である⁽⁴⁰⁾。そこから、没収手続の申立者に関する6条2項や保全命令を定める40条9項にいう「訴追者」には、私人訴追者も含まれると解されている⁽⁴¹⁾。

訴追者から没収手続の申立てを受けた場合、刑事法院は、それが比例性に反するときや、裁判手続の濫用 (abuse of process of the court) と結論づけられるときを除き、没収審理を行わなければならない(6条3項(a))⁽⁴²⁾。また、訴追者の申立てによらない場合であっても、刑事法院が没収審理の開始を相当と思量するとき、これを行わなければならない(6条3項(b))。

有罪判決後の量刑手続 (sentencing) と没収手続との先後関係や没収命令と罰金その他の命令との関係については、2002年法13条以下に規定されている。没収審理と没収命令の発出は、通常、量刑前に行われる⁽⁴³⁾が、制度的には、量刑後に行うことも可能である(14条1項(a)(b))。

裁判所は、量刑前の没収手続を延期することができる(14条1項(b))。延長期間の上限は、有罪判決から2年であるが(同条2項, 5項)、特段の事情がある場合、この限りでない(同条4項)。また、没収命令は、延期申立てやその受理に関連する手続に瑕疵や不作為があるとの理由のみに基づき破棄されることはない(同条11項)⁽⁴⁴⁾。

没収審理は、刑事法院規則 (Crown Court Rules) 58条に従って進められる。訴追側は、被告人の犯罪利益など所定の内容に関する事情を記載した情報陳述書面 (statement of information) を裁判所に提出しなければならない(16条)⁽⁴⁵⁾。被告人にはこの情報陳述の謄本が送付され、その認否を書面で回答しなければならない(17条1項)。被告人が訴追側の申立内容 (allegation) に同意した場合、裁判所は、その同意を1つの証拠とすることができる。認否を回答しない場合、訴追側の情報陳述に全て同意したものとなる(同条3項)。もっとも、被告人の犯罪利益に関する同意は、犯罪認定手続における証拠能力をもたない(同条6項)。裁判所は、何時でも訴追者、被告人、並びに第三者に対して、さらなる情報提示を命じるこ

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

とができる(16条6A項〔訴追者〕, 18条〔被告人〕, 18A条〔第三者〕)。

没収審理において, 被告人が犯罪利益を得たことやその利益額につき証明責任を負うのは訴追者であるが, 証明の程度は証拠の優越による(6条7項)。但し, 訴追側が正式起訴状に記載されていない犯罪の証明によってのみ利益獲得の事実を証明し得るという場合, 刑事事件の証明基準が適用されるとした判例がある⁽⁴⁶⁾。他方, 被告人は, 後述する入手可能額が犯罪利益額よりも少ないことを証明する負担を負う。有罪答弁(guilty plea)による合意が没収審理を制限するわけではないが, 訴追側は, 量刑段階で被告人との合意がその後の没収手続において適用されなければならない利益の推定と矛盾しないよう留意しなければならない⁽⁴⁷⁾。没収審理は, 量刑手続の延長線上にあるから, 通常の刑事事件における証拠規則は適用されないと解されている⁽⁴⁸⁾。

2 没収審理

没収審理は5つの段階に分けることができる。各段階において異なる多様な事項が検討され, 決定される⁽⁴⁹⁾。

【1】没収に関連する犯罪行為

第1段階では, 被告人のいかなる犯罪行為が没収に関連しているかが検討される。「犯罪行為(criminal conduct)」とは, 英国で犯罪を構成するか, 仮に英国で行われたならば犯罪を構成するであろう行為をいう(76条1項)。刑事没収と関連する犯罪行為の範囲は, 「犯罪生活様式」を有すると認定されるか否かに依存する。犯罪生活様式に基づく推定内容と定義については, 2002年法10条, 75条に規定されている。

犯罪生活様式は, ①2002年法別表2所定の諸犯罪につき有罪判決を受けた場合⁽⁵⁰⁾, ②没収手続の原因となる犯罪が「一連の犯罪活動」の一部を構成しており, そこから得られた利益の総額が£5,000以上である場合, 又は③6か月以上にわたり行われた犯罪を遂行したものであって, そこから£5,000以上の利益を得ている場合の何れかに該当するときに認められる。

犯罪生活様式に基づく推定規定は、「普段から犯罪により生活している可能性のある犯人を発見する」ために創設されたものである⁽⁵¹⁾。他方、犯罪生活様式が認められない場合、没収に関連する犯罪行為は、被告人の個別の行為、つまり有罪判決の対象となった行為に限定される（6条4項(c)、76条3項）。

【2】利益の獲得

第2段階では、被告人が没収に関連する犯罪行為から「利益を獲得したか否か」が決定される。

「利益 (benefit)」とは、(a) 犯罪行為の結果として、又はこれに関連して獲得した「財産 (property)」(76条4項)、(b) 犯罪行為を通じて獲得した「財産上の利益 (pecuniary advantage)」(同条5項)をいう。

「財産」とは、金銭その他あらゆる形態の現実的ないし個人的財産、無体財産・債権 (things in action) その他の無形・無体財産を広く含む (84条1項(a)～(c))。「財産上の利益」とは、債務猶予 (deferment of debt) や一時的免脱 (temporary evasion) をはじめ、財産に還元できない様々な利益のことをいう⁽⁵²⁾。犯罪行為と財産獲得との関連性は、直接的及び排他的なものであることを要せず、間接的ないし部分的なもので足りると解されている。

犯罪生活様式があると認められる場合、被告人が「総体的な犯罪行為 (general criminal conduct : GCC)」から利益を得たかが問われる。その際、4つの推定 (①該当日以降に被告人に移送された全ての財産、②有罪判決日以降に被告人によって保持された全ての財産 (GCCからの利益)、③該当日以降の支出 (GCCによる財産からの支払)、④その保持に何ら利益がないものと評価される財産を、全て犯罪からの利益とみなすもの) が必要的に働く結果、被告人の過去6年間の収入及び支出の全てが同人の総体的な犯罪からの利益となる (10条1項～5項、76条2項)⁽⁵³⁾。もっとも、裁判所は、特定の財産に関する推定の適用が不正確であると証明された場合 (挙証責任は被告人側に転換される)、又は

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

推定を適用すれば重大な不正義の恐れがある場合、これらの推定規定を適用してはならない(10条6項)⁽⁵⁴⁾。「該当日」とは、没収審理開始以前6年の期間の初日である(同条8項)。

他方、犯罪生活様式がないと認められる場合、被告人が「個別の犯罪行為(particular criminal conduct: PCC)」から利益を得たか否かが問われる。

「獲得した(Obtain)」とは、被告人が財産の利益(interest)を得ることであり(84条2項(b))、典型的には「財産の処分及び支配権」を有することを意味する⁽⁵⁵⁾と解されているが、合法的活動中に含まれる部分的な不法行為が利益創出に寄与している場合⁽⁵⁶⁾、コンスピラシーや共同計画(joint enterprise)による場合⁽⁵⁷⁾などをどのように取り扱うかが多くの裁判例で争われており、その内容や限界は必ずしも明らかでない部分がある。

被告人が犯罪行為から利益を獲得したことについては、訴追側が、証拠の優越の基準に基づく挙証責任を負う⁽⁵⁸⁾。

【3】利益の算定

第3段階では、利益の算定(valuing)が行われる。利益の算定は、対象財産を獲得したときの市場価格に照らして行われる(79条1項, 2項)。対象財産の性質上、通常の市場では売却できないためその価格が不明であるときは、闇市場の価格を参照して利益を算定することもできる⁽⁵⁹⁾。もともと、利益算定は当該財産を獲得した時点であり、獲得したというためには当該財産を一時的に保持したにすぎないことや、それを処分支配し得るといえる期間保持し続けたことは重要でない。例えば、薬物取引に関与する被告人がAに薬物購入代金£166,000を支払い、当該薬物をBに横流しして£206,000を得たという場合、被告人の純利益は£40,000であるものの、彼の利益はその全額£206,000を獲得したものとなる⁽⁶⁰⁾。他方、税関が禁制品を発見後直ちにこれを没収した場合、被告人がこれを獲得したものとはいえず、利益算定に当たり、その市場価格を算入することができない⁽⁶¹⁾。対象財産の獲得時点と没収審理時点とで財産の価額に違いがあるときはそ

の価額の高い方が獲得された利益額となる（80条2項）。

【4】回復可能額の決定

第4段階では、「回復可能額（recoverable amount）」の決定が行われる。回復可能額については、2002年法7条以下に規定されている。

回復可能額とは、文字通り、没収命令を通じて国家が被告人から没収することのできる額をいい、原則として、犯罪行為から獲得された利益額と同額となる（7条1項）。もっとも、犯罪行為から獲得された利益がどれほど高額であったとしても、被告人の支払能力を超える額の支払いを命じられることはない。犯罪行為からの利益よりも「入手可能額（available amount）」が少ないことを被告人が証明した場合や、利益額を充足させるには被告人の財産が不十分であると裁判所が認める場合には、回復可能額が犯罪利益の総額から①入手可能額に変更され、②入手可能額がゼロであるときは最低額となる（同条2項）。

①入手可能額とは、没収命令の時点で被告人が有する「任意に処分可能な財産（free property）」に「汚れた贈与（tainted gift）」の額を加えたものから、「優先的義務（obligations which have priority）」の額を差し引いたものである（9条1項（a）（b））。任意に処分可能な財産とは、例えば1971年薬物濫用法27条の没収命令（forfeiture order）や2002年法297A条の没収通告（forfeiture notice）などの対象となっていない、被告人の全財産をいう（82条2項、3項）。汚れた贈与とは、被告人が第三者に移転した財産であって、その財産の真の価値を大きく下回る額で譲り渡したものをいい（77条、78条1項）、贈与財産の全体額から対価分を控除した額が「提供した財産」となる（78条2項）。当然、無償で譲渡した財産もこれに含まれる。没収手続の適正を確保するため、入手可能額の算定においては、汚れた贈与の価額が算入されることとなる。贈与先から当該財産の返還を受けることができるか否かは問題とならない⁽⁶²⁾。また、これらの総額から差し引かれる、優先順位のある義務とは、罰金刑や没収命令など過去の有罪判決から既に生

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

じている金銭納付義務、年金や労働者に対する特定債務など被告人が破産手続を開始した際に優先的弁済となる債務をいう（9条2項（a）（b））。

②最低額の命令とは、被告人の入手可能財産が何もない場合に言い渡されるものであり、£1が通例とされている⁽⁶³⁾

この入手可能額が没収命令の最低限を画することとなるため、被告人と訴追側とが最も対立する重要部分となる⁽⁶⁴⁾。なお、犯罪行為からの利益の算定と異なり、入手可能額の算定においては、①単純に被告人が保有する換金可能な財産が考慮に入れられるのであってその起源が適法であると違法であることを問わないこと、②7条2項は入手可能額が回復可能額よりも低いことの証明責任を被告人に負わせているのであるから、考慮に入れられる財産は訴追側がその存在を証明し得るものに限られないことに留意すべきであるとされる⁽⁶⁵⁾。

被告人が保有する財産に対する第三者の利益は、その財産の価値評価の時点で、被告人の入手可能額から差し引かれ、残余する被告人の利益分の市場価格が被告人の保有する財産（額）となる（79条3項）。

回復可能額の算定方法について争われた重要判例として、【判例①】May事件が挙げられる。

【判例①】 May事件⁽⁶⁶⁾

本件において、被告人は、公的資金約£1,100,000に係るHM Revenue and Customsに対する詐欺に関与したとして、虚偽申告のコンスピラシーで訴追され、これについて有罪答弁をしたところ、4年の拘禁刑と£3,264,277の没収命令を言い渡されたため、貴族院に上訴した。

貴族院は、次のように判示して、被告人の上訴を棄却した。

「没収命令における回復可能額の決定は手続上きわめて重要な段階であった。なぜなら、被告人がどれほど多額の支払いを受領し、どれほど高額な財産を受領しているかが、被告人の支払手段を超える額の支払いを命じられることはあり得ないからである。換金〔回復〕可能額の評価は、多くの事案で裁判官にとって複雑かつ困難

論 説

な問題を提起している。その評価を規律する制定法上の諸規定が詳細に定められており、これが提起する問題は、主として原理的問題ではない。合法に獲得された財産が、被告人の犯罪利益の総額を越えない限度で換金〔回復〕可能額に含まれることに疑いはない。本件において、被告人は正式起訴状記載の16人の共謀者の1人であり、各関係者が詐欺行為の収益を共有したとして……没収命令全額につき責任を負うとなると、同一額が16回にわたり回復されることになり、国家はHMRCの損失以上のものを得ることになりかねないから、全体的な命令額を共犯者間で分割すべきであるなどと主張されている。訴追側は、没収手続が国際的に認められた重要な社会的目的を有しており、立法意図もその効果も刑罰的であって裁量の余地のない枠組みを敷くものであって、推定規定の適用につき裁判所の裁量がないと主張している。その立法は、抑圧的なものでも不均衡なものでもなかった。というのは、不法行為から利益を得たことが証明されていない者を対象とすることがなく、被告人が当該不法行為の結果として得たと証明されたところを超える責任を課すものでもなく、被告人の利益が支払可能額を超えるとき、その責任は被告人の支払〔入手〕可能額に限定されるものだからである。責任を関係者間で分割すべき制定法上の根拠は存在……〔し〕ない。ある利益が共同して獲得されたところでは、共同受益者各人がその利益の全体を獲得したものであって、利益全体に相当する額を支払うよう適切にも命じられることがあり得る。当裁判所の見解としては、他人と共同した上訴人がHMRCから詐欺的手段で利益を得たと認定された額は、あたかも上訴人が単独で行動した場合と同一である。……裁判所が共同被告人間で責任を分配する権限を認める……手続は、原理に反し、制定法によって正当な権限のあるものとして承認されるものでない。控訴院の判決理由に過誤はなく、本件上訴は棄却される。」

「上訴委員会は、没収命令の発出権限の重要性につき注意を喚起し、その執行に関わる者が従うべき幅広い諸原理を強調するものであった。それらは、①この制度が犯罪行為から得た利益を被告人から没収することを意図したものであり、被告人が当該利益を保持しているか否かを問わないものの、被告人の入手可能な手段の限度内に留めること、そして『利益』とは獲得された財産又は財産上の利益の総額であって、被告人の支出や共同謀議者が支払い可能な額などを控除した後の純利益 (net profit) ではないこと、②裁判所は、③被告人が当該犯罪行為から利益を得ているか、④利益を得ているとき、利益額はいくらか、⑤被告人の回復可能額はいくらかを問い、これに回答を与えなければならないこと、③回答の際、量刑裁判官は、第1に、関係各証拠や制定法上の推定規定に基づき、諸事実を認定しなければならないこと、④裁判所は、制定法の文脈の中で、また制定法上の定義の観点から、いま問題となっている規定の文言に緊密な焦点を当てるべきこと、その際の指針は、拡散的な判例法よりもむしろ制定法上の文言の中に求められることが通常であること、⑤2002年法の下で、被告人の利益額を決定する際、関連する制定法上の定義に従いつつ、コモン・ロー上の諸原理を適用すべきこと、⑥法的に所有しているとき、それが単独

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

であるか共同であるかを問わず、被告人は通常その財産を得ており、これは通常財産の支配処分権限と一致すること、個人に向けられた責任を免脱したとき、被告人は通常財産上の利益を得ていること、当該犯罪の利益に関心がなく、これにわずかな寄与しかなかった輸送人などが財産を獲得したと認定されることはまずないことなどである。」

本判決は、1995年犯罪収益法による改正を受けた1988年刑事司法法に関するものであるが、2002年法以前の多数の制定法からなる没収制度と判例の展開を検討したものであり、2002年法の解釈についても権威をもつ判例である。

本判決は、利益が複数の共犯者によって獲得された事案につき、各被告人がその利益全体を獲得したものとして取り扱われ得ること、利益額や回復可能額を各被告人に分配することが認められないことを明らかにした点に重要な意義がある⁽⁶⁷⁾。

また、汚れた贈与の意義に関する重要判例として、【判例②】Morrison事件が挙げられる。

【判例②】Morrison事件⁽⁶⁸⁾

本件では、被告人から妻Cに家屋購入費用として譲渡された£30,000が汚れた贈与に当たるかが争われた。第1審において、汚れた贈与分の金銭を支払うには家屋（転売制限条項付）を売却する以外にないが、これを売却すると住居が失われる上、違約金を支払う余裕もないという被告人側の証拠提出を受けて、裁判所は、被告人が贈与分の利益を支払うことができず、没収命令の発出は命令不履行による拘禁刑と必然的に同じことになるから不均衡であるとしてこれを発出せず、有罪答弁をした4つの犯罪につき12月の拘禁刑のみを言い渡した。

そこで、訴追側は、刑事法院が汚れた贈与分の回復のために当該家屋を売却し得るか（could）という問題とこれを売却するつもりか（would）という問題を混同した結果、比例性の観念を誤って適用したなどとして、控

訴院に上訴した。

控訴院は、次のように判示して、訴追側の上訴を認めた。

先例によれば、「被告人に入手可能な額を評価する際に同人が譲渡したものをその内容物の1つとして財産に含めることの要点は、被告人による財産の散逸を妨げることにある。『それらの財産をもはや取り戻すことができないから、それらは〔入手可能額にとって〕何ら財産的価値をもたない』と語ることが被告人に許容されるなら、2002年法9条1項において汚れた贈与を含めることで達成しようとした目的が形骸化することとなる。被告人が受贈者にその返還を請求し得ないことから、贈与物が返還され得ない場面が多く存在するかもしれない。受贈者が返還を法的に拒否し得る贈与物をも犯罪者にとって入手可能な財産に含めるべきことが意図されているわけではない。」⁽⁶⁹⁾

「汚れた贈与制度の……制定法上の方針は、犯罪から利益を得ているうちに財産を散逸（洗浄）する者に圧力をかけることにある。〔譲渡した〕財産が返還不可であるとの主張を許せば、当該制度の実効性が損なわれる。受贈者に対する法的な返還請求は、没収手続の簡便な決定に利用されることが考えにくい問題であり、複雑な民事法上の論点が提起されることと思われる。受贈者に対する法的手続は、同人から犯罪者へ贈与物が返還されない限り犯罪者が拘禁刑に直面するといった稀な事案でのみ実際に求められることになるかもしれない。受贈者は、『贈与物』の価額を返還することとなる。決して生じないであろう手続の困難さに対する抵抗がそれほど重要視されるべきではない。」⁽⁷⁰⁾

「汚れた贈与は、入手可能額に算入されなければならない。その額は、没収命令対象者が利用し得る、受贈者により保持される特定可能な財産の価値よりも高くなることがある。2002年法6条5項にいう『その結果が不均衡なものであってはならない』との要件は、『不正義の深刻なリスクが存在するであろう場合、その結果を導くべきではない』という規定と同一ではない。……6条5項の要件が、不正義の深刻なリスクを回避するための一般的義務に比べて、裁判所の判断形成過程に対する、より限られた制限であることは明白である。……全ての事案は異なるのであって、〔比例性の観念については〕一般化を避けるべき、個別の事案の事実関係に依存する〔問題である〕。……汚れた贈与の制度は、命令賦課を通じて、犯罪収益を譲渡した第三者からあらゆる手段を尽くしてこれを回復させる動機づけとして作用する。受贈者が犯罪者と何をしたのか、彼らが犯罪性を認識しながらこれを受領したか否かなどは、広く関係のない事項である。重要なのは、結果として発出される命令が前記説明内容に照らし不均衡であると裁判所が思料するか否かである。不均衡であると思料しないとき、没収命令は、汚れた贈与の全額について言い渡されなければならない。」⁽⁷¹⁾

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

「住居として使用される家屋の売却を求める命令を発出することが申し立てられた場合、欧州人権条約8条が明らかに関係する。かかる段階では、裁判所は、個別事案の諸状況の中で、住居の売却命令を発出することが比例的であるか否かを検討する必要が生じる。その時点での判断は、その時点での諸事実に基づいてなされるものでしかあり得ない。疑いのないことに、裁判所は、犯罪者が自己の犯罪から利益を得ないことを確証するという、没収命令発出の背後にある公共政策的目的に適切な重み付けが与えられていることを保証することに意を払うこととなる。そして、裁判所は、家族……以外の第三者の諸権利を考慮に入れるために利用可能ないくつかの執行手段を有している。」⁽⁷²⁾。

そこで本件を検討するに、諸先例に照らすと「2002年法の目的が犯罪者から犯罪収益を剥奪することであり、これは懲罰的なものでなく修復的なものであること、犯罪者が財産を贈与して回復不能となることで没収手続を損なうことができないようにしなければならないこと、没収命令に関する6条5項の比例性に関する例外規定は裁判所の一般的裁量と同一でなく、不正義の深刻なリスクを回避することを裁判所に科すものでもなければこれを許容するものでもないこと、潜在的困難さ(potential hardship)や不正義などを含む一般的な比較衡量を行うことを求めるものでもなければこれを許容するものでもないこと、従って比例性例外は重要であるものの、かなり限定的な射程しかもたないこと、比例性例外が認められる例示列举——これは高度に事実異存的な問いである——を求めることが適切でもなければ有益でもないことが導かれる。……10A条が没収命令時に被告人が財産の一部につき重要な利益を有している場合に関するものであるのに対して、6条5項(b)は、本件がまさにそうであるように、当該財産に対して法的又は衡平法上の利益を全く有していない場合に関するものであり、両者は異なる問いに関する規定である。10A条は、その表面的な文言からさえ、裁判所に対して第三者の困難さや不正義を回避するよう行動することを許容する一般的な規定ではないと考えられる。……後者が没収命令発出という潜在的な法執行の段階から提起される争点であることは真実であるが、前者が刑事法院に諸利益の利益衡量を可能にしているか否かは自明でない。これを考慮に入れるべきであるとすれば、潜在的な法執行の段階を待たなければならないというに留まる。没収命令は特定の財産に向けられたものでなく、犯罪者本人に向けられたものであり、被告人が命令の諸条件を履行し、その不履行による拘禁刑を回避する方法は多様に存在する。原理的には、被告人は支払いのため資金の融資を受けることも可能であるし、労働により収入を得て、命令を履行することもできるが、それは犯罪者自身の問題である。……2002年法32条1項の下での当裁判所の権限を行使し、刑事法院により発出された没収命令の条項を、汚れた贈与が含まれるよう変更する。既に論じたとおり、刑事法院において、汚れた贈与の額が£38,200であったこと、及び物価の変化を反映してその額が£39,485.93にまで増額されなければならないことについては合意があった。当法廷において、命令による支払額が£41,409.56

論 説

にまで増額されるべきことについて、合意されている。その支払期間は、当裁判所の命令日から3月となる。命令不履行による拘禁刑は、刑事法院が設定したとおり3月とする。」⁽⁷³⁾

本件では、汚れた贈与分をいかなる形で被告人の入手可能額に算入又は除外するかが、後述するA1P1の要請する比例性との関係で争点となっている。控訴院は、「被告人により獲得された財産」の評価段階では財産のその後の帰趨を問わないとの基本姿勢と法解釈を入手可能額の算定にも及ぼし、汚れた贈与額の入手可能額への算入が被告人に事実上どのような影響を及ぼすかを検討すべきではないと判示した。May事件やHarvey事件における貴族院や最高裁の基本原則を踏襲したものといえる。

なお、2002年法は、①没収命令が発出されなかった場合の事案の再検討(reconsideration) (19条, 20条), ②没収命令発出後の利益額や入手可能額の増額の再検討 (21条, 22条), ③入手可能額の不正確を理由とする没収命令の変更又は免除 (23条, 24条), ④未履行債務の低額を理由とする没収命令の免除 (25条) などの事後的な手続についても規定している⁽⁷⁴⁾。

新証拠が発見されるなどして被告人の利益額が没収命令額よりも高いこと又は低いことや、入手可能額の評価を再検討すべきことが没収命令の発出後に発覚した場合、訴追者は利益額や入手可能額の増額⁽⁷⁵⁾ (22条1項(b))を、被告人は入手可能額の減額⁽⁷⁶⁾ (23条1項(b))や没収命令の免除(discharge of order (24条1項(b)))を、それぞれ刑事法院に申し立てることが可能である⁽⁷⁷⁾。かかる没収命令の再検討は、最低額の命令が発出された場合でも同様に申し立てることができる。

さらに、没収命令の未払額が£50以下であるとき、治安判事裁判所が指名した者が刑事法院に申立ててこれが認められるか、又は国務大臣の命令により、没収命令が免除されることがある(25条1項, 3項)。被告人が死亡し、遺産からこれ以上の回復を試みるのが合理的でないと思料される場合にも、没収命令が免除されることがある(25A条)。

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

【5】 比例性の判断

最後に、没収命令の「比例性 (proportionality)」が問われる。一旦、回復可能額を決定した以上、裁判所は、没収命令が不均衡でない限り、没収命令を発出しなければならない(6条5項)。この比例性要件は、先に述べたように、欧州人権条約A1P1の要請であって、1998年人権法1条1項(b)及び3条1項により、可能な限りA1P1に適合する形で国内法を解釈・適用することが求められる。

本稿で参照した複数の(裁)判例において、実質的又は明示的に没収命令の比例性が争われていたが、2002年法制定当時、比例性の規定は存在していなかった。この比例性の概念が2015年重大犯罪法により2002年法6条5項(b)に追加される決定的な契機になったといわれる重要判例が、【判例③】 Waya事件である。

【判例③】 Waya 事件⁽⁷⁸⁾

本件において、被告人は、£775,000の住居を購入する際、£310,000を自己資金、£465,000を担保付住宅ローンにより支払い、その2年後に担保付ローンの借換えにより当初ローンを完済した。当初ローン契約時に職業歴や収入に関して虚偽申告をしたとして、詐欺的手段による金銭移転罪(1968年セフト法15A条)で有罪判決を受けた。刑事法院における没収審理の結果、没収命令形成時、当該住居の市場価値が£1850,000となっており、被告人の自己資金を充当した「汚れていない」金銭£310,000をそこから差し引いた£1540,000を支払額とする没収命令が発出された。一方、被告人の上訴を受けた控訴院は、当該住居の市場価格£1850,000に当初購入時のローン比率(60%)を乗じた£1100,000を支払額とすべきであると判示した。

本件没収命令はA1P1に違反して無効であるとの被告人の上訴を受け、控訴院は、本件事実関係のもとで、①被告人は2002年法第2編の意味において財産という形式で自己の行為から利益を獲得しているのか、②仮にそうであるとすると、そのようにして獲得された財産とは、その財産を購入

論 説

するために進められたローンの価値、その財産における被告人の利益、その他何らかの財産の何れであるか、③仮にそうでないとすると、被告人は2002年法第2編の意味において財産上の利益を獲得しているのかという3点が一般的・公共的重要性をもつ法的問題であると認定し、最高裁への上告が受理された。

最高裁は、次のように判示して、被告人の上訴を認めた。

「犯罪収益の没収に関する2002年法の立法目的は、……犯罪者たち（とりわけ重大な組織的犯罪に関与する職業的犯罪者たち）が彼らの犯罪から利得しないことを確保すること、そしてそうした効果を有する強力な抑止のメッセージを彼らに発することにある。」

「比例性が向けられる目的について考える際、焦点が当てられるべきなのは立法目的——欧州人権裁判所において明確な原則として示されているのは、すなわち立法目的とその実現手段との関係性であり、制定法の解釈が当該制定法の本質的な目的を認識し、尊重するものであること——である。……2002年法の抑止目的は紛れもなく立法の付随的目的であって、その本質に相当するものでない。立法目的の本質は……犯罪者から犯罪の財産的利益を剥奪することにある……のであって、被告人にさらなる財産刑を科す趣旨ではないからである。」

「第1の争点は……有罪判決を受けた犯罪行為の『結果として、又はこれに関連した』ものとして……獲得された財産の特定である。この争点は、決定的な重要性をもつ。……被告人が獲得したものが£465,000だったとすると、80条2項(a)の評価方法が……適用される。本来的に獲得された財産が被告人の手元に残っていないとの理由から〔80条2項(b)及び3項(a)又は(b)により〕異なる評価方法が適用されるとすると、もともと獲得された財産を特定した上で、これに直接的又は間接的に対応するような他の財産を現在保有しているかが問われる。」

「獲得された財産が住居であるとは誰も主張しなかった。……Wayaが不誠実な行為から住居における借家的利益(leasehold interest)全体を獲得したとの主張は、汚れていない資金からの支出を全く無視したものであると言っておけば十分であろう。」

「Wayaが£465,000を獲得したとの主張については、立ち入った検討が必要である。通常のローンが詐欺的手段で行われた場合、被告人がローン全額を獲得したことに疑いはない。返済義務やその意図、……支払いが保証されていることは……彼がこれを獲得していないことを意味しない。ローン額が彼に支払われ、それを望みどおりに使用することができ……、彼の所持及び支配に至っている。借主が詐欺的に融資させたローンを実際に返済している場合、同一額の没収命令〔を発出すること〕

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

は……不均衡であり不法である。しかし、そのことが最初の時点で融資されたローンを獲得していないことを意味するわけではない。……〔もっとも、被告人、不動産業者、事務弁護士の三面構造下で事務弁護士の顧客用預かり口座を使用して送金や支払いが行われた本件の事実関係のもとでは〕Wayaが£465,000を獲得したと結論付けることは、その取引の法的評価として正確でない。なぜなら、彼は、ローン全額が自己のものになったことやこれを所持するに至ったことがないからである。……もし送金が財産でないとすればそれは財産上の利益であるとの見方については、……検討する必要がある。〕

「2002年法80条3項は、a) ひとたび犯罪の結果として、又はこれに関連して財産を獲得したら、被告人がこれを保持しているか否かを問わず、それが利益となること、b) 被告人が本来獲得した財産の全部又は一部を保持していないが、それに代わる財産を手中にしている場合、80条3項が適用されること、……c) そうした場合であっても、その代替的財産の価値が本来獲得した財産の価値を超えるときのみ80条3項が効力をもつこと、d) 80条3項が適用される場合、代替的財産の価値は選択肢の1つであるが、付加的ないし合算的な利益ではない……ことの4つの一般的特徴を認めるべきである。その条項は直接的又は間接的代替物というテストの適用方法について……何も指針を示していない。これは、2002年法第5編〔民事手続による回復・没収〕にはこの点に関する詳細な規定があるのと……対照的である〔が〕……議会の意図が、確立された事実が比較的単純な場合にのみその条項を適用することであったことが示唆される。〕

「本件において認定された事実は相当に単純である。Wayaがもともと獲得した債権をもはや有していないことは完全に明白であり、手中にあったその債権に代わる何らかの利益を住居の中に有していることも同様に明白である。しかし、(1) その利益とは何か、(2) それはどのように価値評価されるべきなのかに関して、対立する議論がある。その議論に注意を向けるには、2002年法84条2項(b)〔財産の中に利益を得たとき、財産は獲得されている〕及び79条3項を取り入れることが有益である。……これらの条項を合わせ考えると、……Wayaにより保持される代替的財産は住居全体でなく住居における限られた利益と考えられることとなる。〕

「貸主は犯罪の被害者であって住居における部分的利益を有することが〔利益算定時の〕住居の価値評価に重要であるわけではないとの主張には従うことができない。79条3項がまさに法的な部分的利益が共存しているときに適用されることは明らかである。……被害者たる貸主側の取消権は79条3項の枠内には存在せず、同人の完全に独立した担保的利益がその枠内に存在しているのである。……それでは、住居の購入代金の完済後、もともと獲得した無体財産に代わるものとしてWayaにより保持された財産とは何であったか。……彼の代替的財産とは、Wayaの住居に対する総利益の分割部分であり、分割部分とは、不誠実に獲得された担保付融資により資金提供を受けたもともとの購入価格の部分(60%)に対応する。しかし、公正性の要請

論 説

により、その60%の利益に〔実際に履行された〕担保責任を適合させるべきであって、Wayaにより獲得された利益は本来的にゼロであった。そうでなければ、……£310,000という汚れない資金充当の60%が不合理なことに犯罪収益と取り扱われかねない。Wayaが本来獲得した無体債権と公正な形で代わるものとは、……住居獲得時の代金〔£775,000〕を超えた市場価格の増加分の60%である。それは、同人が獲得した現実のものに代わるものであり、担保付融資の借換え (re-mortgage) のみを対象とするものとして、没収を手段とする均衡的な命令である。〕

「住居の市場価格£1,850,000から担保付ローン額£862,000を差し引き、そのエクイティ £987,400から本来のエクイティと返済金£333,400を差し引くと評価額は£654,000となり、これに被告人の利益分60%を乗じた£392,400が没収命令額となる。これは、不均衡なものではない。〕

最高裁によれば、まず、A1P1は個人の財産権を国家が侵害するとき「国家によって採用される刑罰の一形態としての財産没収の手段」と「財産没収により実現されようとしている立法目的」との間に比例性があること、没収命令を通じた財産権に対する干渉が2002年法の立法目的と均衡していることを要請する。そして、没収命令の主たる目的は、文字どおり犯罪者から利益を剥奪することであり、犯罪の抑止はこれに付随する目的に留まる。従って、2002年法の立法目的は無制限なものでなく、比例性が機能する限度において後退することとなる。もっとも、総体的な犯罪行為に基づく没収命令が比例性を欠くことはほとんどない。なぜなら、裁判所には、不正義の重大なリスクによる推定規定の不適用が義務付けられているからである。本件の利益が当初のローン額£465,000であるというのは、上訴人が上記融資額を一度も所持していない以上、必ずしも正確でない。£775,000の財産に対して、上訴人が60%の融資額と40%の自己資金を投入した後、債務を完済すれば利益額がゼロとなり得るが、担保付ローンの借換え後、当該財産の市場価格が上がり、その利益が有意な財産的価値をもつこととなった本件において、没収額を£392,400とすることは相当であって比例性を欠くものではない。

本判決は、犯罪行為からの利益の適切な算定方法と没収命令のA1P1適合性について、裁判官9名による裁判体という異例の構成で審理し、長文

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

の判決文を示したものであり、重要である⁽⁷⁹⁾。前者の争点に関連する控訴院の認定した法的問題について、最高裁がどのような判断を示したのか必ずしも明らかでないところもあるが、おそらく①被告人は詐欺的な犯罪行為から財産という形式で利益を獲得しており、②その財産とは、住居それ自体や担保付ローン額でなく、住居における部分的なエクイティ上の諸利益 (equitable interests) であって、③財産上の利益 (pecuniary advantage) であるとみたものと推測される。もっとも、これらの問題に対する判断は、担保付ローンが借換えにより全額返済されたという本件の特殊な事実関係に基づくものであることから、本判決の射程が広く一般的重要性をもつものか疑問視され得るとの指摘もある⁽⁸⁰⁾。また、利益の決定から没収命令額の認定に至る過程も、十分に明確とはいえない。

むしろより重要なのは、後者の点にあるとされる。すなわち、比例性の判断基準は困難な問題であるが、本判決は、④他人と共同で得た額全体について被告人に対して没収命令を科すことは、たとえその他人にも同一額の没収命令を科すとしても比例性を欠くものでない、⑤複数の被告人に対して各人の手を経由して順次譲渡された額の没収命令を科すことは比例性を欠くものでない、⑥比例性要件によって、被告人が受領額から支払額を控除した純利益が犯罪利益であるとの主張が可能になるわけではないことなどを判示している。本判決によれば、被害財産が所有者に回復された場合に当該財産を利益として没収命令を発出すること⁽⁸¹⁾、正当な請求額を超えた額を受領した薬剤師につき、当該請求による獲得額全体が犯罪利益であるとする⁽⁸²⁾、詐欺による獲得利益を量刑手続開始前に全額返還した場合になお当該利益額の没収命令を発出すること⁽⁸³⁾などは、比例性違反になり得ると観測されており⁽⁸⁴⁾、没収命令事案に大きな影響を及ぼすものであった。

さらに、Waya事件判決後、回復可能額の算定につき、【判例④】Harvey事件において、最高裁が一定の重要な判断を示している。

【判例④】 Harvey 事件⁽⁸⁵⁾

本件において、機材賃貸会社の設立者である被告人は、警察による会社建物の捜索を受け、盗品である機材を差し押さえられた。盗品関与罪等による有罪判決の後、没収手続が進められた。被告人は犯罪生活様式を有しており、会社財産は全て同人に属するものと認定された。所定期間の利益総額が£5,159,880（消費税含む）であり、全機材のうち盗品の割合が38%であったため、総体的な犯罪行為（GCC）から獲得された利益は上記総額の38%となる£1,960,754.40、個別の犯罪行為からの利益が£314,700、犯罪行為から獲得された利益額はこれらを合算した£2,275,454.40であると算定された。そして、被告人の入手可能財産が利益額を上回る£3,000,000であることが認定された結果、上記合算額の没収命令が言い渡された。

そこで、被告人は、利益額の中に消費税分を含めてこれを£5,159,880と算定することは①「獲得した」といえない利益を含めようとする技巧的な解釈であること、②HMRCに対する納税義務と没収命令による支払義務とを同時に科すのは「二重評価」であるから、当該没収命令は比例性を欠き許容されないことを理由として、最高裁に上訴した。

最高裁は、以下のように判示して、被告人の上訴を認めた。

「2002年法の全体的な標的は、『犯罪者が犯罪収益を保持することが不法であること、及び犯罪がペイしないことを示す必要があることの双方を理由として、犯罪活動を通じて取得された財産を回復させること』……にある。……May事件判決 para 48においてLord Binghamは『単独と共同を問わず、彼が法的にそれを所有したとき財産を「獲得した』』と説明した。……Ahmad事件判決 para 49において、当裁判所は、『被告人が獲得した利益額はその一部が移送された相手方により獲得された可能性がある額によって影響を受けるものでないことは明確である』とみた。しかしながら、当裁判所は、すぐに続けて、『犯罪活動の結果として取得された財産の特定の部分又は共有部分のみ……を個々の被告人たちが獲得したことが証拠上立証される他の事案はあり得ること』を認めていた。』

『裁判所は、犯罪者のもとに到来した財産に焦点を当てるのであって、その後その財産に生じること〔課税されること〕に焦点を当てるものではない』〔から〕……所得税ないし法人税が犯罪活動の結果として取得された金銭ないし財産総額の

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

観点から支払われているという事実によって、2002年法の目的に照らし、何が『獲得された』かを評価するときにその財産又は金銭の価値を減じることを導くことはできない。……第1に、所得税又は法人税が納税者の総収入に対して課されるのと……対照的に、VATは個々の課税対象物品の供給に基づき発生するから、2002年法において問題となる財産の獲得に直接的及び厳密に関連付けられている。このことは、少なくとも個別の取引につきHMRCにVATが支払われ、又は納税義務が発生している場合、……英国政府が、異なる腕によってではあるとしても、VAT法と2002年法を通じてVATを二重に回復させることとなる。第2に……VAT義務のある取引の結果として被告人に金銭が支払われた場合、彼はEU法のもとHMRCの代わりにVAT要件を収集・保有するものとみなされる。そうすると……収集・保有及び納税義務のある外税（output tax）を犯罪から派生した経済的利益の一部を構成するものとみなすのは困難である。……課税対象者がHMRCの代わりに収集・保有した税金をそこに納付する義務を負う場合に当該VATを『獲得し』ていると取り扱うことには、ある程度の技術的なものを伴うと思われる。第3に、……内税を支払ったか否かにかかわらず本件の会社を同列に取り扱うことを正当化するのは困難であろう。第4に、HMRCは、実務の問題として、……徴税と没収命令による二重の金銭回復を求めているわけではない。代わりにHMRCは、没収命令のみを求めており、VATの回復を求めている。」

以上に照らすと、①「少なくともHMRCに対してVATが申告されている場合には日常的な国内法の構造の問題としてVAT又はこれに相当する額が被告人により『獲得されて』いないという強力な議論が生まれる。……しかしながら、我々は、2002年法の解釈があらゆる事案において複雑かつ困難であり、Waya事件判決〔をはじめとする諸先例〕に示された原理を堅持することが重要であるとの強い議論も理解している。これらの観点から、2002年法に関する不確実さのリスクを最小限のものにする利益のため、上訴人の第1の主張を退ける。」

②「しかしながら、同一の理由付けによって……AIP1に関する主張を退けることは正当化できない。……執行機関に個人から二重の回復となる権限を付与するあらゆる規定には、AIP1により絶対的に禁止されるものではないものの、不均衡と認定されるリスクが明らかに存在する。そうした想定は、抑止を意図する一方で懲罰を意図するものでない2002年法に則して支払われ得る金額に適用されるものと思われる。……第1に、被告人により獲得された利益の総額につき挙証責任を負うのは訴追側であるものの……HMRCに申告されたVATを総額に反映するためにその額が控除されるべきことについては被告人側が証明責任を負う。第2に、裁判官は、そうした決定を行う際、確固たる姿勢でなければならない。犯罪活動の文脈で受領され支払われた総額につき証拠が不明確、信用性を欠く及び／又は不完全であるときに、利益総額について網羅的な〔その全てを利益額とする〕アプローチをとることについて、不均衡なことは何もない。対照的に、不均衡のリスクは、捉えどころのない、さらに時として採用し難い1つの回答を求めて多くの時間と金銭を費やすことにあ

論 説

るといえよう。以上の理由から、2002年法の文言のもとではそれが伝統的に解釈されるものとして適切であるかもしれないけれども、少なくともVAT外税がHMRCに対して申告されている場合、税又はこれに相当する額が被告人により獲得されたことを基礎として没収命令を発出することは比例的でないというのが我々の見方である。」

本件では、国内取引において上訴人会社が負担することとなるVAT相当額を没収命令から控除しないという処理が①犯罪行為から「獲得された」利益という文言の解釈に合致するか、②同様にかかる処理による没収命令が比例性を有するかが争点であった。

本判決は、争点①について、所得税や法人税とVATとを同列に扱うことには、性質上、「技術的な部分」があり、「獲得した」とはいえないとする強力な議論があることを認める一方で、Waya事件判決の原理を堅持し、2002年法の解釈の不明確さを最小限にするため、VAT納税又は申告の事実を利益額の算定における「獲得した」との文言の中で処理することを避けた。VAT相当額は、やはり被告人の利益額を評価する段階で控除されるものでないということである。「利益としていかなる財産が獲得されたのか」という問いは、その財産がその後どうなるのかという問いと無関係である」という原理は、従来判例の基盤をなすものであり、そこを譲歩すべきでないと思われるが、疑問も提起されている⁽⁸⁶⁾。

他方、争点②については、Waya事件判決の原理に即してみても、HMRCに対してVATが申告されていることが認定されている本件に関する限り、これを利益額に含めた形で「没収命令を発出すること」は比例性を欠き、A1P1に違反するものであるとされている。比例性基準が適用されるのは、利益算定における「獲得された」の文言のもとでなく、裁判官による没収命令発出という手続の最終段階に留まるということである。

なお、本判決には、裁判官2名の反対意見が付されている⁽⁸⁷⁾。本判決の法廷意見中にも示されているように、2002年法の解釈や運用に当たり複雑さや難しさがあることが強く窺われる⁽⁸⁸⁾。

3 没収命令形成のための付加的諸要件

さらに、裁判所は、没収命令発出に際して、①被告人が没収命令を履行するための所要期間、②命令不履行となった場合の拘禁刑の期間、及び③「遵守命令 (compliance order)」の発出の要否という3つについて決定しなければならない。

①「所要期間 (time to pay)」について、裁判所は、命令発出日に全額を支払うことができないと認めるとき、支払い不能額を支払うべき期日を命じることができる (11条2項)。当初の最大猶予期間は、命令発出日から3か月以内である (同条3項) が、当該期間内に被告人は延期を申し立てることができ、これが認められた場合、命令発出日から最長6か月まで、支払い期間が延長される (同条5項)。

②「拘禁刑の期間」について、刑事法院は、没収命令額に応じて、長期6月、同5年、同7年、同14年という4段階の中から拘禁刑を決定しなければならない (35条)。

③「遵守命令」とは、没収命令の履行確保のため適切であると認められる場合に発出されるものである。裁判所は、没収命令発出時又は発出後に訴追側の申立てに基づき、遵守命令の要否、とりわけ被告人の海外渡航に制限を課すか否かにつき、検討しなければならない (13A条3項、4項)。遵守命令には持続期間の上限がない。問題は、何が「適切な」ものかである。不定期の渡航制限は、例外的事案において正当化されるに留まる⁽⁸⁹⁾。遵守命令違反は、法廷侮辱 (contempt of court) として取り扱われることがある (刑事手続規則33.70条)。

4 没収命令の執行

命令不履行の場合、執行手続 (enforcement action) が採られる。当該手続は、次の4つである。

①不履行時の拘禁刑⁽⁹⁰⁾ (imprisonment in default)

没収命令は罰金刑と同様の方法で執行される (35条)。刑事法院により

論 説

科される罰金は、治安判事裁判所により科されたものとして、その執行目的に照らして処理される（2000年刑事裁判所（量刑）権限法140条）ため、命令執行は、一般的には治安判事裁判所の管轄となる。治安判事裁判所は、命令不履行が被告人の意図的な拒絶か非難可能な過失によるものと認める場合、没収命令不履行を理由として被告人を刑事施設に送致する令状を執行させることができる（1980年治安判事裁判所法（Magistrates' Court Act 1980）82条4項（b））。

②延滞金（accrual of interest）

命令額の未払債務がある日から延滞金が発生する（12条1項）。延滞金の利率は、1838年判決法（Judgement Act 1838）17条において設定されたものと同一であり、年8%である。被告人が命令額の一部を支払った場合において、延滞金は被告人の拘禁期間には反映されない⁽⁹¹⁾（1980年治安判事裁判所法79条2項）。

③執行官の指定（appointment of an enforcement receiver）

命令不履行の際、訴追側は、刑事法院に対して、被告人所有の財産を売却する権限をもつ執行官の指定を申し立てることができる（50条、51条）。財産が現金化された場合、その利益は第1に執行官の費用に、第2に刑事法院により指示された支払いに、第3に没収命令に、それぞれ充当される（54条）。

④治安判事裁判所が入手可能な特別な執行方法

治安判事裁判所は、銀行口座内の預金や差し押さえられた現金を没収命令の支払いに充当するよう命令することができる（67条）。同様に、治安判事裁判所は、差し押さえられた財産を売却してその利益を没収命令の支払いに充当することを命令することができる。但し、この命令の対象は、41A条4項所定の「しかるべき差押え権限」に従って差し押さえられた財産に限られる（67A条）。

もっとも、裁判所や法執行機関の優先事項は、最終的に没収命令を発出するときに入手可能な最大限の犯罪収益（相当額）を確保することである。そのためには、被告人の財産が散逸することを事前に防止することが不可

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

欠となる。そのための手段として、「保全命令 (restraint order)」がある。本命令は、被告人に取引制限を科すことにより、没収命令発出又は執行前に換金可能な財産 (realizable assets) が隠匿され、又は裁判所の管轄外に置かれることを防止することを意図している。換金可能な財産とは、被告人又は汚れた贈与の受贈者により保持されている、現金化可能なあらゆる財産をいう (83条)。

保全命令は、①犯罪捜査が開始され、被告人が自己の犯罪行為から利益を得ていると疑うに足りる合理的理由があるとき、又は②犯罪手続が開始され、被告人が自己の犯罪行為から利益を得ていると信じるに足りる合理的理由があるときその他の諸条件の何れかが充足されるときに発出される (41条1項)。この条件が充たされる場合であっても、裁判所は、保全命令の申立てを受理するに当たり、③訴追側が、「そうでなければ没収命令に充当され得る財産が隠匿されるという現実的危険が存在していること」を証明しなければならないことを要求している⁽⁹²⁾。③の理論的根拠は、個人の財産権の保護に由来する。B事件判決によれば、保全命令がA1P1という財産権の保障に対する介入であることは議論の余地がなく、かかる介入は必要かつ相当な範囲に限られるべきである。保全命令の発出権限は、財産的価値を入手可能なものとするために行使されなければならないから (69条2項 (a))、没収に向けて財産価値を保全するために必要な限度のみ、財産権に対する干渉が許容される。財産価値に対するリスクが存在しない場合、保全命令による財産権の侵害は不要であって比例性をもたないものとなる⁽⁹³⁾。

保全命令の申立ては、当該申請が切迫したものであるときや、告知すれば財産の散逸につながると信じるに足りる合理的理由があるとき、対象者 (affected person (41条1項)) に対する告知なく行われる (42条1項、刑事手続規則33.51条)。とりわけ執行官の指定と同時に申立てがなされる場合、当該申請について可能な限り告知が必要であり、事前協議等に必要時間を積もる必要が生じる。かかる申立ては、常駐裁判官 (Resident

Judge) か指定裁判官により決定されなければならない(刑事実務指令G9 Div XIII)。保全命令の申請者又は対象者はその内容の変更ないし効力停止を申し立てることができる(42条3項)。換金可能な財産は、①合理的な生活費、②合理的な法的費用、③業務、取引の遂行に際しての合理的費用、及び④関連する法律扶助の支払いのために、制限を解かれることがある。

保全命令違反は、法廷侮辱として取り扱われ、1981年法廷侮辱法(Contempt of Court Act 1981) 14条により、最長2年の拘禁刑が科される⁽⁹⁴⁾。命令違反に重大な加重要素があるときは、司法妨害(perverting the course of justice)で訴追されることがあり⁽⁹⁵⁾、最も重い法定刑は終身刑である。

(6) 小括

以上、本稿Ⅱでは、イギリスにおける現行の刑事没収制度について概観してきた。イギリスの制度は、大きく①没収準備手続、②没収命令形成手続、③付加的要件決定手続、④没収命令執行という4つの段階に分かれ、各段階において手続や決定事項が細分化されており、詳細である反面、きわめて複雑化している。また、犯罪生活様式による推定規定、利益額の算定における利益概念や獲得概念の意義、価額の算定基準など、基本的な概念に関する解釈自体が問題となっていたほか、共犯間での利益や回復可能額の算定方法、汚れた贈与や納税義務の取扱いなど、没収命令とA1P1をはじめとする人権保障との抵触問題が顕在化する場面がみられ、没収制度の解釈及び運用に際して多くの論点や課題があること、そして【判例①】から【判例④】をはじめとする数多くの裁判例が苦慮しながらこれらの問題に対応してきた現状を確認することができた。2002年法制定から20年が経過し、多くの論点や課題が明らかになったものといえる。

そこで、本稿Ⅲでは、法律委員会による検討作業により、刑事没収制度が抱えるこれらの課題がどのように整理され、いかなる解釈ないし立法的解決案が示されているのかについて、CP249及びLC410の内容を参照しながらみていくこととしたい。

2002年犯罪収益法 関連条文等〔抄〕

■ 第6条（没収命令の発出）

- (1) 刑事法院は、次項以下の2つの条件が満たされたとき、本条の下で手続を進めなければならない。
- (2) 第1の条件は、被告人が以下の何れかに該当することである。
- (a) 刑事法院の手続において、ある犯罪につき有罪判決を受けたこと、
 - (b) 量刑規範14条ないし20条の規定により、ある犯罪について、量刑のため、刑事法院に移送されたこと、
 - (c) 本法70条の規定により、ある犯罪について、刑事法院に移送されたこと〔没収命令の検討のための移送手続〕
- (3) 第2の条件は、以下の何れかである。
- (a) 訴追者が本条の手続を進めることを申し立てること、又は
 - (b) 裁判所が本条の手続を進めることを適切なものと信じること
- (4) 裁判所は、以下に従って、手続を進めなければならない。
- (a) 裁判所は、被告人が犯罪生活様式（criminal lifestyle）を有しているか否かについて、判断しなければならない。
 - (b) 被告人が犯罪生活様式を有していると判断した場合、裁判所は、被告人が自己の総体的な犯罪行為（general criminal conduct）から利益を得たか否かを判断しなければならない。
 - (c) 被告人が犯罪生活様式を有していないと判断した場合、裁判所は、被告人が自己の個別的な犯罪行為（particular criminal conduct）から利益を得たか否かを判断しなければならない。
- (5) 裁判所は、前項（b）又は（c）のもと、被告人が犯罪行為から利益を得たと判断した場合、
- (a) 回復可能額（recoverable amount）を決定し、かつ
 - (b) 被告人に回復可能額の支払いを求める命令（没収命令）を発出しなければならない。（b）は、被告人に回復可能額の支払いを求めることが比例性を欠くものでないときのみ、その限度において、適用される。〔2015年重大犯罪法88条1項により追加〕
- (6) (6A)〔略〕
- (7) 裁判所は、本条4項又は5項のもとで生じる問題を証拠の優越（balance of probabilities）に基づいて判断しなければならない。
- (8) (9)〔略〕

■ 第7条（回復可能額）

- (1) 回復可能額は、本法第6条の目的上、関連する行為からの被告人の利益

- (benefit) と等しい額である。
- (2) しかし、被告人が、入手可能額 (available amount) が利益よりも少ないことを証明した場合、回復可能額は、
- (a) 入手可能額か、
 - (b) 入手可能額がゼロであるときにあっては最低額 (nominal amount) の何れかとなる。
- (3) しかし、本法6条6項又は6条6A項が適用される場合、回復可能額は、
- (a) 裁判所が正当 (just) と思料するが、
 - (b) 本条1項又は2項の下で認められる額を超えないものとなる。
- (4) 本条1項の目的に照らして被告人の利益を算定する際、以下の事項は無視されなければならない。
- (a) 本法266条の下で執行されている回復命令 (recovery order) の対象財産、
 - (b) 本法297A条の没収通告 (forfeiture notice) 又は303Z 9条の口座没収通告の執行により没収されている財産、
 - (c) 本法298条2項、303O条3項、303R条3項又は303Z14条4項の下で執行されている没収命令 (forfeiture order) の対象財産、及び、
 - (d) 本法303Q条1項における命令に関連する没収可能財産
- (5) 裁判所が入手可能額を決定する場合、その額の決定にとり重要となった問題に関する認定についての意見を没収命令の中に含めなければならない。

■ 第8条 (被告人の利益)

- (1) 裁判所が本法6条の手続を進める場合、(a) 被告人が行為から利益を得ているか否か、及び (b) その行為からの被告人の利益を決定するという目的に照らし、本条が適用される。
- (2) 裁判所は、(a) その決定を行うまでに発生した所為、(b) その時点までに獲得された財産をそれぞれ考慮しなければならない。
- (3) 本条4項は、(a) 関連する行為 (the conduct concerned) が総体的な犯罪行為であり、(b) 本条5項にいう没収命令がより以前の時点で被告人に対して発出されており、かつ (c) その命令の目的に照らし被告人の利益が同人の総体的な犯罪行為からの利益であったときに適用される。
- (4) 前項 (c) にいう最後の没収命令発出時に認定された被告人の利益は、本条の目的に照らし、その時点での総体的な犯罪行為からの利益と考えられなければならない。
- (5) 関連する行為が総体的な犯罪行為である場合、裁判所は、以下の総額を差し引かなければならない。
- (a) 被告人に対して過去に発出された各没収命令のもとで支払うよう命じられ

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

た額、

- (b) 被告人に対して本条7項に掲げられた諸規定の何れかのもとの支払うよう命じられた額
- (6) しかし、前項は、過去の命令発出時点で同項のもとの控除の目的に照らして考慮されている額に対しては適用されない。
- (7) 本法5条(b)にいう諸規定とは、(a) 1986年薬物取引犯罪法、(b) 1987年刑事司法(スコットランド)法第1編、(c) 1988年刑事司法法第6編、(d) 1990年刑事司法(剥奪)(北アイルランド)命令、(e) 1994年薬物取引法第1編、(f) 1995年犯罪収益(スコットランド)法第1編、(g) 1996年犯罪収益(北アイルランド)命令、及び(h) 本法第3編又は第4編をいう。
- (8) 前項に掲げられた諸規定の何れかのもとの没収命令が発出された場合における総体的な犯罪行為とは、行為からの人の利益の評価の目的上裁判所が1つ以上の推定規定の適用を要求され、又はこれを適用する権限を有するところの行為をいう。

■ 第9条 (入手可能額)

- (1) 回復可能額の決定の目的上、入手可能額は、
- (a) (没収命令発出時に)被告人により保有されている任意に処分可能な全財産のその時点での総価値から、その時点で優先的な義務履行のために支払可能な総額を差し引いたものと、
- (b) 全ての汚れた贈与 (tainted gifts) のその時点での総価値を加えたものの総計である。
- (2) 以下の何れかに該当する場合、被告人の義務は優先的である。
- (a) 犯罪に対する有罪判決に基づき、かつ没収命令発出以前の時点で科された罰金その他裁判所の命令による支払義務を負うものであること、又は
- (b) 没収命令発出時に被告人の破産手続が開始され、又は同人の清算が命じられている場合に、その優先的債務の中に含まれるであろう額の支払義務を負うものであること
- (3) 優先的債務とは、1986年倒産法 (Insolvency Act 1986) 386条によって付与された意味を有する。

■ 第10条 (犯罪生活様式の場合になされる推定)

- (1) 裁判所は、第6条のもとで被告人が犯罪生活様式を有するものと判断するときは、(a) 被告人が総体的な犯罪行為から利益を得ているか否か、及び (b) その行為から利益を得ているか否かを決定するため、次条以下の4つの推定を行わなければならない。

- (2) 第1の推定は、該当日以降に被告人に移送された全ての財産を (a) 総体的な犯罪の結果として、及び (b) それを保有するに至ったとみられる最初の時点で、被告人によって獲得されたとするものである。
- (3) 第2の推定は、有罪判決日以降に被告人によって保有された全ての財産を (a) 総体的な犯罪の結果として、及び (b) それを保有するに至ったとみられる最初の時点で、被告人によって獲得されたとするものである。
- (4) 第3の推定は、該当日以降に被告人によって行われた全ての支出を同人の総体的な犯罪行為の結果として獲得された財産からなされたものとするものである。
- (5) 第4の推定は、被告人によって獲得された（と想定される）全ての財産の価値評価 (valuing) のため、当該財産が伴うその他の利益と無関係にこれを獲得したとするものである。
- (6) しかし、裁判所は、(a) その推定が正確でないことが証明された場合、又は (b) その推定を行うと重大な不正義の恐れが存在するであろう場合、特定の財産又は支出に関連する必要な推定を行ってはならない。
- (7) 裁判所は、必要な推定の何れかを行わない場合、その理由を示さなければならない。
- (8) 該当日とは、(a) 関連する犯罪に対する手続の開始日、又は (b) 2つ以上の犯罪の手続があり、その手続の開始日が異なる場合にあってはそれらの最も早い日から起算して過去6年間の初日をいう。
- (9) しかし、本法8条3項(c)にいう没収命令が同条にいう期間中に被告人に対して発出されている場合、(a) 該当日は被告人の利益がその最後の没収命令のために計算された日をいい、(b) 当該所定日より前に保有された財産に対しては第2の推定が適用されない。
- (10) 有罪判決日とは、(a) 被告人が関連する犯罪で有罪判決を受けた日、又は (b) 2つ以上の犯罪の有罪判決日が異なる場合にあっては最後の有罪判決日をいう。

■ 第10A条 (財産における被告人の利益の程度の決定)

- (1) 没収命令を形成しようとしている裁判所が、
 - (a) 没収命令履行のために現金化その他の形で使用され得る被告人保有の財産が存在し、
 - (b) 被告人以外の者がその財産の中に利益を有しているか、又は有する可能性があると思われる場合、

裁判所は、そうすることが適切であると考えるとき、(没収命令が形成される時点での) その財産における被告人の利益の程度を決定することができる。
- (2) 裁判所は、その財産の中に利益を有すると考えられる者、又は有する可能性

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

があると考えられる者に対して、そのことを説明するための合理的な機会を与えない限り、前条により付与された権限を行使してはならない。

- (3) 本条のもとでの決定は、
- (a) 没収命令の履行を目的としたその財産の現金化若しくはその財産における利益の移転、又は (b) かかる現金化若しくは移転の目的をもって行われる訴訟手続との関連で発生する財産における被告人の利益の程度に関するあらゆる問いとの関係において終局的である。
- (4) 前項は、(a) 本法51条8B項〔適用除外〕の対象となり、かつ (b) 控訴院又は最高裁判所に係属する手続の中で発生する問題との関連において適用されない。
- (5) 本編において、財産における被告人の利益の「程度」とは、被告人の利益の価値がその財産の価値に対して有する割合を意味する。

■ 第13条（裁判所のその他の権限に基づく命令の効果）

- (1) 裁判所が没収命令を発出する場合、本条2項及び4項に従い、関連する犯罪の観点から手続を進めなければならない。
- (2) 裁判所は、(a) 被告人に罰金を科し、又は (b) 本条3項所定の命令を発出する前に、没収命令を考慮しなければならない。
- (3) 前項 (b) にいう命令とは、以下のものをいう。
- (a) 被告人による支払いを伴う命令（但し、例外として除外されたものを除く）
- (b) 1971年薬物濫用法（Misuse of Drugs Act 1971）27条の命令（forfeiture order）
- (c) 量刑法（Sentencing Act）143条の命令（deprivation order）
- (d) 2000年テロ法（Terrorism Act 2000）23条又は23A条の命令（forfeiture order）
- (4) 本条2項により、裁判所は、被告人に対する適切な刑を決定する際、没収命令を考慮の外に置かなければならない。

■ 第14条（延期）

- (1) 裁判所は、(a) 被告人に関連する犯罪の量刑を行う前に本法6条の手続を進め、又は (b) 特定の期間、その手続を延期することができる。
- (2) 延期の期間は、延長することができる。
- (3) 延期の期間は……その認められた期間終了後に終えることができない。
- (4) しかし、本条3項は、例外的状況が存在する場合には適用されない。
- (5) 認められた期間とは、有罪判決の日から起算して2年間である。
- (6) (7) [略]
- (8) (a) 手続が一定期間延期され、かつ (b) その期間を延長する申立てが期間終了前になされた場合、その延長申立ては、延期期間終了後も受理されるこ

とがある。

(9) (10) [略]

(11) 没収命令は、期間延期の申立て又はその認容に関連した手続の瑕疵又は不作為があったことのみを理由として破棄されてはならない。

(12) しかし、裁判所が、没収命令を发出する前に、(a) 被告人に罰金を科し、(b) 本法13条3項所定の命令を发出し、(c) 量刑規範 (Sentence Code) 第7編第2章の下での命令〔賠償命令〕を发出し、(ca) 量刑規範42条の下での命令〔課徴金 (surcharge) 納付命令〕を发出し、又は (d) 2013年社会的住宅供給詐欺予防法 (Prevention of Social Housing Fraud Act 2013) 4条の下での命令〔不法利得命令〕を发出した場合、前項の規定は適用されない。

● 第21条 (命令发出：利益の再検討)

(1) 本条は、

(a) 裁判所が没収命令を发出しており、

(b) 当該〔没収命令发出〕時点で訴追者が利用できない証拠が存在し、

(c) 訴追者が仮に裁判所が本条に即して被告人の利益額を認定したならば当該額を超えていたであろうと思料し、

(d) 有罪判決から起算して6年の期間を終了する前に訴追者が刑事法院に対してその証拠の検討を申立て、かつ

(e) その証拠の検討の後、裁判所が本条のもとで手続を進めることが適切であると思料する場合に適用される。

(2) 裁判所は、関連する行為からの被告人の利益の新たな算定を行わなければならない。その場合、3項から6項を適用する。

(3) 裁判所が既に関連する犯罪につき被告人に刑を宣告している場合、本法6条が効力を有し、あたかも被告人の個別の犯罪行為が、裁判所が関連する犯罪に対する量刑を決定する際に考慮に入れたところの犯罪を構成する行為を含むこととなる。

(4) 本法8条2項は適用されず、以下の諸原則が代替的に適用される。裁判所は、

(a) 没収命令の目的に照らし、被告人の利益を決定した時点までに発生した行為、

(b) その時点までに獲得された財産、

(c) 財産がその時点以前に発生した行為の結果として、又はこれに関連して獲得されたものであるときは、その時点以降に獲得された財産を考慮に入れなければならない。

(5) 本法8条5項を適用する際、没収命令は無視されなければならない。

(6) 本法10条において、

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

- (a) 第1及び第2の推定は、裁判所が没収命令の目的に照らして被告人の利益を決定した時点以降に被告人により初めて保有された財産に関しては適用されない。
 - (b) 第3の推定は、その〔(a)〕時点以降に被告人により支出されたものに関しては適用されない。
 - (c) 第4の推定は、その時点以降に被告人により獲得された（と想定される）財産に関しては適用されない。
- (7) 新たな算定のもとで認定される被告人の利益額が当初の額を超える場合、裁判所は、
- (a) 本法6条の目的に照らして回復可能額の新たな算定を行わなければならない。
 - (b) それが没収命令のもとで支払いを課されている額を超える場合、裁判所がこれを正当と思量する額を支払うことを求める命令によって代替することにより、当初の命令を変更することができる。
- (8) (9) (10) [略]
- (11) 本条のもとである額が他の額を超えるか否かを決定する際、裁判所は、貨幣価値の変化を考慮に入れなければならない。
- (12) (13) [略]

■ 第22条（命令発出：入手可能額の再検討）

- (1) 本条は、
- (a) 裁判所が没収命令を発出しており、
 - (b) 支払額が7条2項の下で認定された額であって、かつ
 - (c) 本条2項に該当する申立人が刑事法院に対して入手可能額の新たな算定を求めているときに適用される。
- (2) 本項にいう申立人とは、
- (a) 訴追者
 - (b) [削除]（2007年重大犯罪法94条1項、附則8 11 (a) 項ほか）
 - (c) 本法50条の下で指名された受領者（receiver）をいう。
- (3) 本条が適用される場合、裁判所は、新たな算定をしなければならない。そして、新たな算定を行う際、没収命令発出日時に関する事柄は新たな算定を行う日時の事柄として、本法9条を適用しなければならない。
- (4) 新たな算定による認定額が当該〔当初の命令〕額を上回る場合、裁判所は、新たな算定額が (a) 正当であると信じられ、(b) 関連する犯罪行為からの被告人の利益として認定される額を越えないとき、没収命令額を新たな算定額に変更することができる。
- (5) 何が正当かを判断する際、裁判所は、以下の点にとりわけ配慮しなければな

らない。

- (a) 関連する犯罪行為につき被告人に対して罰金刑が科されているか、
 - (b) 関連する犯罪の観点から被告人に対して本法13条3項所定の命令が科されており、かつ本法9条の目的に照らし被告人の保持する自由財産が何かを判断する際、裁判所がこれを考慮に入れていないこと、
 - (c) 関連する犯罪行為につき被告人に対して2000年刑事裁判所権限（量刑）法130条又は量刑規範第7編第2章における命令（賠償命令）が科されているか、
 - (d) 関連する犯罪行為につき被告人に対して2003年刑事司法法161A条又は量刑規範42条における命令（手数料支払命令）が科されているか。[2015年重大犯罪法88条1項により導入]
- (6) しかし、何が正当かを判断する際、裁判所は、本法13条6項の下で説示をしているとき、5条(c)又は(d)所定の命令について配慮してはならない。
- (7) 本条の下で、ある額が別の額を上回るか否かの決定を行う際、裁判所は、通貨価値の変動を考慮に入れなければならない。
- (8) 4条にいう当該額とは、
- (a) 本条が過去に適用されていないとき、没収命令の目的に照らし入手可能額として認定された額、
 - (b) 本条が過去に適用されているとき、本条に従って入手可能額として認定された額をいう。
- (9) 4条にいう被告人の犯罪行為の利益として認定される額とは、
- (a) 没収命令が発出された時点でそのように認定された額、又は
 - (b) 本法21条の下、被告人の犯罪利益につき1つ以上の新たな算定が既に行われているとき、その最後の算定の機会に認定された額をいう。

■ 第75条（犯罪生活様式）

- (1) 被告人は、次項の条件が充足されたとき（に限り）犯罪生活様式を有する。
- (2) その条件は、対象となる犯罪が以下の何れかのテストを充たすことである。
 - (a) 本法別表2に掲げられていること
 - (b) 一連の犯罪活動を構成する行為であること
 - (c) 少なくとも6か月の期間にわたって行われた犯罪であって、被告人が犯罪を構成する行為から利益を得ていること
- (3) 被告人がその行為から利益を得ており、かつ、
 - (a) 有罪判決を受けた手続において、他の3つ以上の犯罪で有罪判決を受け、これら各罪が被告人が利益を得た行為を構成している場合、又は
 - (b) それらの手続の開始日から6年以内に、少なくとも2つの異なる機会における犯罪で有罪判決を受け、これらが被告人が利益を得た行為を構成してい

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

る場合、

その行為は一連の犯罪活動を構成している。

- (4) しかし、被告人が£5,000以上の関連利益を得ていない限り、犯罪は本条2項(b)又は(c)のテストを充たさない。
- (5) 本条2項(b)の目的に照らし、関連利益とは、
- (a) 犯罪を構成する行為からの利益、
 - (b) 一連の犯罪活動を構成し、かつ被告人が有罪判決を受けた犯罪を構成するその他の行為からの利益、又は
 - (c) 裁判所によって本項(a)(b)で言及された犯罪に対する量刑が行われる際に考慮に入れられている、又は入れられるであろう犯罪を構成する行為からの利益をいう。
- (6) 本条2項(c)の目的に照らし、関連利益とは、
- (a) 犯罪を構成する行為からの利益、
 - (b) 裁判所によって本項(a)で言及された犯罪に対する量刑が行われる際に考慮に入れられている、又は入れられるであろう犯罪を構成する行為からの利益をいう。
- (7) 国務大臣は、命令により、別表2を改正することができる。
- (8) 国務大臣は、命令により、本条4項所定の額〔£5,000〕を当面の間変更することができる。

■ 第76条（行為及び利益）

- (1) 犯罪行為とは、(a) イングランド及びウェールズにおいて犯罪を構成する行為、又は(b) イングランド及びウェールズで発生したならば犯罪を構成するであろう行為をいう。
- (2) 被告人の総体的な犯罪行為とは、同人の全ての犯罪行為であり、(a) 犯罪行為が本法施行の前後何れに発生したか、(b) 犯罪行為からの利益を構成する財産が本法施行の前後何れに獲得されたかを問わない。
- (3) 被告人の個別の犯罪行為とは、以下の何れかに該当する全ての犯罪行為をいう。
- (a) 関連する犯罪を構成する行為、
 - (b) 同一手続において有罪判決を受けた諸犯罪を構成する行為、
 - (c) 関連する犯罪に対する量刑を決定する際に裁判所が考慮に入れるであろう犯罪を構成する行為
- (4) 人は行為の結果として、又は行為に関連して財産を獲得した場合、行為から利益を得ている。
- (5) 人は行為の結果として、又は行為に関連して財産上の利益を獲得した場合、その財産上の利益に相当する金額を、行為の結果として、又は行為に関連し

て得たものとなる。

- (6) 行為に関連して獲得された財産又は財産上の利益という場合、それに関連して得られたものとその他のものが含まれる。
- (7) 人が行為から利益を得ている場合、その利益とは、獲得された財産の価値をいう。

■ 第77条（汚れた贈与）

- (1) 本条2項及び3項は、(a) 被告人が犯罪生活様式を有しているか否かの決定をいかなる裁判所もしていないか、又は (b) 被告人が犯罪生活様式を有していると裁判所が決定している場合に適用される。
- (2) 贈与は、それが被告人により該当日以降の時点で行われた場合、汚れたものとなる。
- (3) 贈与は、それが被告人により任意の時点で行われた場合であって、(a) 彼の総体的な犯罪行為の結果として、若しくはこれに関連して獲得されたものである財産についてなされたものであるか、又は (b) (その全部であるか一部であるか、直接的であるか間接的であるかを問わず) 同人の手中において、総体的な犯罪行為の結果として、若しくはこれに関連して獲得された財産に相当するものについてなされたものであるときもまた、汚れたものとなる。
- (4) 本条5項は、被告人が犯罪生活様式を有していないと裁判所が決定している場合に適用される。
- (5) 贈与は、それが被告人により (a) 関連する犯罪が遂行された日以降の時点か、又は (b) その個別の犯罪行為が2つ以上の犯罪を構成し、かつそれらが異なる日に遂行された場合にあっては、その最も早い日以降の時点で行われたとき、汚れたものとなる。
- (6) 前項の目的に照らし、継続している犯罪は、それが開始された最初の機会に遂行されている。
- (7) 本条5項の目的に照らし、被告人の個別の犯罪行為には、関連する犯罪についての同人の量刑判断において裁判所が考慮に入れている犯罪を構成する行為も含まれる。
- (8) 贈与は、本法成立の前後の何れになされたかを問わず、汚れたものとなることがある。
- (9) 該当日とは、(a) 関連する犯罪について被告人に対する手続が開始された日、又は (b) 2つ以上の犯罪と手続が存在する場合にあっては、それらのうち最も早い日から、それぞれ6年間遡った初日をいう。

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

■ 第78条 (贈与とその受領者)

- (1) 被告人が財産をその当時の価値と比べて著しく安い対価をもって他人に移転した場合、彼は贈与を行ったものとして扱われる。
- (2) 前項が適用される場合、提供された財産とは、贈与した財産全体の残余に相当する分である。
- (3) 汚れた贈与の受領者とは、被告人が贈与を行った相手方の人物をいう。

■ 第79条 (価値：基本原則)

- (1) 本条は、人により保有された財産の価値を決定する目的で適用される。
- (2) 財産の価値とは、その時点での財産の市場価値である。
- (3) しかし、その時点で他人が本条1項にいう者に関連してその財産の中に利益を保有している場合、その価値は、その時点での同人の利益の市場価値である。その際、次項に列挙された命令 (charging order [1986年薬物取引犯罪法9条など]) は考慮されない。
- (4) (5) [略]

■ 第80条 (行為から獲得された財産の価値)

- (1) 本条は、犯罪行為の結果として、又はこれに関連して獲得された財産の価値を決定する目的で適用され……る。
- (2) 裁判所の決定時点における財産の価値は、(a) (被告人がその財産を獲得した時点における) 財産の価値にその後の貨幣価値の変動を考慮して補正を加えたもの、又は (b) 次項のもとで認定される (裁判所の決定時点における) 財産の価値の何れか高い方である。
- (3) 本項のもとで認定される財産とは、以下のものである。
 - (a) 獲得した財産を保持している (hold) 場合には……その財産、
 - (b) 獲得した財産を全く保持していない場合には……獲得財産に直接的又は間接的に対応する手中の財産、
 - (c) 獲得した財産を部分的に保持している場合には……その部分又は手中にある獲得財産に直接的又は間接的に対応する手中の財産
- (4) 本条2項 (a) 及び (b) における価値については、本法79条に従って認定されるものである。

■ 第84条 (財産：一般規定)

- (1) 財産 (property) とは、(a) 現金、(b) あらゆる形態の物的・個人的財産、(c) 債権その他の無体財産をいう。
- (2) 財産には、以下の諸原則が適用される。

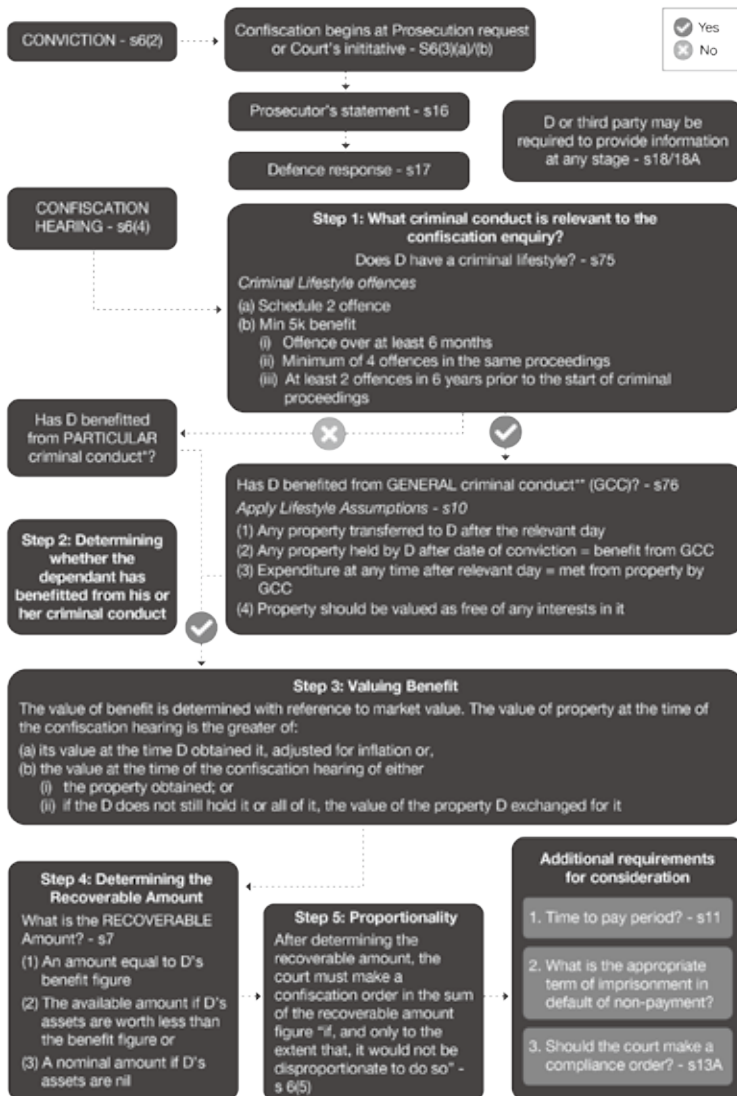
- (a) 財産の中に利益を有するとき、その財産は利益を有する者により保持されている。
- (b) 財産の中に利益を獲得したとき、その財産は利益を獲得した者により獲得されている。
- (c) 財産の中にある利益を次の者に譲渡したとき、財産は譲受者に譲渡されている。
- (d) ~ (h) [略]

● 別表2 生活様式犯罪 (lifestyle offences) [抄]

- 1 1971年薬物濫用法 [禁制薬物の不法な製造及び供給, 供給意図による所持, 薬物関連活動の許可, 国外における幫助など]
- 2 2002年犯罪収益法 [マネロン: 犯罪財産の隠匿等, 犯罪財産の獲得の援助]
- 3 2000年テロ法 [テロ組織の活動の指導]
- 3A 2015年現代奴隷法 [奴隷的扱い, 苦役及び強制労働]
- 4 1971年入国管理法 [不法な移民受入れの幫助]
- 5 1979年関税及び消費税管理法 [禁止物品の輸出及び不正輸入]
- 6 1981年偽造法 [貨幣の偽造, 流通, 所持, 偽造用具の製造又は流通]
- 7 1988年著作権, 意匠及び特許法 [著作権を侵害する記事等の作成又は取引, 著作物の複写の作成又は所持, 違法な録音・録画の作成又は取引, 正当な権限のないデコーダーの作成又は取引]
- 8 1956年性犯罪法 [売春場所の確保又は賃貸], 2003年性犯罪法 [児童性犯罪の計画・促進, 惹起・教唆, 児童の支配, 性的搾取の計画・促進, 営利目的による売春の計画・促進, 支配]
- 9 1968年セフト法 [脅迫], 2004年労働者監督者 (免許制) 法 [無免許による労働者監督行為, 虚偽文書の所持]
- 10 1~9までの犯罪の未遂, コンスピラシー, 教唆, 援助・促進, 相談

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

【図② 現行の刑事没収制度】



* All the offences for which the defendant was convicted in the criminal proceedings that led to the application for a confiscation order.

** All of a defendant's criminal conduct, irrespective of when it occurred.

(Law Commission CP 249 at 58)

論 説

註

- (1) FATFによる国際的な対策の目的や全体的構造については、尾崎寛ほか編『逐条解説 FATF勧告』（中央経済社、2022）1-12頁以下参照。さらに、日本を含む国際社会におけるML対策等の沿革については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止室（Japan Financial Intelligence Center〔JAFIC〕）『令和3年 犯罪収益移転防止に関する年次報告書』（2022）1-9頁も参照。
- (2) 国連薬物犯罪事務所（UNODC）の推計を参考にすると、世界的にみた犯罪収益やマネロンの規模は年間2兆ドル前後に及ぶことが指摘されている。野田恒平「還流する地下資金——犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い ① 地下資金対策・序説」ファイナンス2021年8月号37頁参照。
- (3) FATF, Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Measures : Mutual Evaluation Report-Japan (2021). 第4次対日相互審査報告書は、FATFのウェブサイト上（<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer4/Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021.pdf> [2023年1月12日最終閲覧]）で入手することができる。なお、第4次相互審査報告書の概要（仮訳）は、金融庁のウェブサイト上（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention_/fatf/20210830.pdf [2023年1月12日最終閲覧]）で入手することができる。
- (4) FATF勧告の内容、第4次対日相互審査結果とこれを受けた日本の対応や課題などの詳細については、尾崎ほか編・前掲註（1）13頁以下参照。
- (5) 例えば、FATF勧告に基づくML罪の犯罪化や犯罪収益の没収に関する「法令等遵守状況（Technical Compliance）」につき、ML罪の法定刑が低く抑止力が十分でないことや、ML罪の前提犯罪に環境犯罪が含まれていないこと、環境犯罪による収益を没収できないこと、死者や失踪者の財産没収ができないことが、これらの「有効性評価（Immediate Outcome）」につき、ML罪の起訴・有罪判決が必ずしも十分でないこと、国境を越える現金や無記名債券の差し止めや没収が不十分であることなどが、それぞれ指摘されていた。FATF, *supra* note (3), at 82-89, 194-196.
- (6) 第4次対日相互審査報告書の公表を受け、2021年8月に、ML・TF・PF対策に関する国の政策及び活動を企画・立案し、それらの総合的な推進を図るとともに、関係行政機関の緊密な連携を確保することを目的として、財務省と警察庁を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」が設置されている。同会議は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定し、2022年5月に、「マネロン・テロ資金供与・拡散金

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

融対策の推進に関する基本方針」を公表している。さらに、2022年12月には、ML罪の法定刑の引上げや暗号資産の没収、資産凍結措置の強化など国際基準への対応を目指し、関係する6つの法律の改正を一括で行うFATF勧告対応法案が第210回臨時国会において審議され、可決された。

- (7) 例えば、尾崎ほか編・前掲註(1)、橋本広大『国際組織犯罪対策における刑事規制』(慶應義塾大学出版会、2022)、2022年2月から3月に開催された日本弁護士連合会法務研究財団研究会「犯罪対策の課題と未来」、2022年5月に開催された日本刑法学会第100回大会ワークショップ2「没収・追徴」などが挙げられる。本稿の問題意識や知見はこれらに負うところが大きい。
- (8) FATF, *Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Measures : Mutual Evaluation Report-United Kingdom* (2018) . FATF第4次対英相互審査報告書は、FATFのウェブサイト上 (<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer4/MER-United-Kingdom-2018.pdf> [2023年1月12日最終閲覧]) で入手することができる。
- (9) イギリスにおけるML罪については、拙稿「イギリスにおけるマネー・ローンダリング罪について(1)(2・完)——2002年犯罪収益法制定以後の動向を中心として——」熊本法学140号(2017)65頁以下、144号(2018)95頁以下参照。
- (10) イギリスにおける疑わしい取引の届出については、拙稿「イギリスにおける疑わしい取引の届出について」熊本法学148号(2020)203頁以下参照。
- (11) FATF, *supra note* (8) , at 14.
- (12) Law Commission, *Consultation Paper No. 249 : Confiscation of the Proceeds of Crime after Conviction* (2020) . CP 249は、関係団体や機関との事前協議や検討会の内容を踏まえた上で法律委員会が当該制度を検討した中間報告であり、法律委員会からの暫定的な提案や諮問事項が示されている。CP 249は、法律委員会のウェブサイト上 (https://s3-eu-west-2.amazonaws.com/lawcom-prod-storage-11jsxou24uy7q/uploads/2020/09/6.6837_LC_Confiscation-consultation-paper_FINAL_180920_WEB3.pdf [2023年1月12日最終閲覧]) で入手することができる。
- (13) Law Commission, *Law Commission No 410 : Confiscation of the Proceeds of Crime after Conviction : Final Report* (2022) . LC 410は、法律委員会のウェブサイト上 (<https://www.lawcom.gov.uk/project/confiscation-under-part-2-of-the-proceeds-of-crime-act-2002/> [2023年1月12日最終閲覧]) で入手することができる。現行制度の改正により、毎年£800万を超える資金が犯罪者から回収できると見積もられている。改正の主眼は、刑事没収制度の迅速性、公正性と効果をよ

論 説

り高めることにある。最終提案の骨子は、没収審理の迅速化、裁判所の権限付与・強化、執行機関の対応強化、「犯罪生活様式」における諸要素の改訂、被告人の支払能力の重要視、よりよい執行確保に向けた柔軟な措置の創設、新たな没収制度を規律する明確な制定法上の目的の提示などにある。

- (14) R v Pattison, [2008] 1 Cr App R (S) 287, para 21 [per Toulson LJ]. イギリスの没収制度に関する先行研究として、奥野省吾「英国における犯罪収益対策の最近の動向」警察学論集58巻5号100頁、橋本・前掲註(7)240-253頁など参照。
- (15) Law Commission, Law Commission No 410 : Confiscation of the Proceeds of Crime after Conviction : Summary of Report (2022), at 9. LC 410の要約も、法律委員会のウェブサイト上 (https://s3-eu-west-2.amazonaws.com/lawcom-product-storage-11jxou24uy7q/uploads/2022/11/Confiscation_of_proceeds_of_crime_LC_Summary.pdf [2023年1月12日最終閲覧]) で入手することができる。
- (16) 最近の比較法研究として、例えば、川崎友巳「アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察」同志社法学73巻3号37頁、同「アメリカ合衆国における没収制度の詩的展開」同志社法学74巻1号167頁、佐藤拓磨「ドイツにおける犯罪収益はく奪制度の改正」法学政治学論究118号21頁、同「オーストリア刑法における没収制度について」山口厚ほか編『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』(成文堂, 2022) 1007頁、久保英二郎「ドイツ法における犯罪収益の拡大没収及び拡大独立没収(1)(2・完)」阪大法学71巻1号189頁、同71巻2号245頁、桑島翠「ドイツ法にいわゆる『利益没収』制度の法制史的考察」早稲田法学会誌70巻1号1頁、同「ドイツ刑法における利益没収の歴史的展開とその現代的意義(1)(2・完)」早稲田法学会誌71巻1号89頁、同71巻2号201頁など参照。
- (17) 犯罪収益規制に関する先行研究として、例えば、森下忠「犯罪収益の没収」法律のひろば46巻1号60頁、石塚伸一「組織的犯罪対策法の実体法規定の問題点：組織的犯罪、犯罪収益、没収、追徴に関する規定」法学セミナー507号4頁、足立昌勝「無罪推定原則の危機：『犯罪収益等』に係る保全手続に関する規則制定を契機として」関東学院法学10巻1号45頁、高山佳奈子「犯罪収益の没収」法学論叢154巻4=5=6号457頁、渥美東洋『組織・企業犯罪を考える』(日本比較法研究所, 1998)、丸山雅夫「没収・追徴」刑法雑誌37巻3号112頁、樋口亮介「没収・追徴」法学教室402号124頁、末弘陽一「組織的犯罪処罰法(没収・追徴)」判タ1429号64頁、城祐一郎『マネー・ローンダリング罪 捜査のすべて〔第2版〕』(立花書房, 2018) 298頁以下、横濱和弥

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

「特殊詐欺における没収・追徴と被害回復」法律時報92巻12号55頁，久保英二郎「犯罪被害財産の没収・追徴に関する諸問題」関西学院大学ロー・ジャーナル16号9頁など参照。

- (18) 今井猛嘉「テロ・組織犯罪対策」ジュリスト1348号117頁参照。
- (19) TF及びPF対策については，本稿の検討対象外とし，他日の研究に期したい。
- (20) Law Commission CP 249, supra note (12), para 11.
- (21) R v Cuthbertson, [1981] AC 470.
- (22) D. Hodgson, Profits of Crime and Their Recovery (Heinemann, 1984) .
- (23) Cabinet Office Performance and Innovation Unit, Recovering Proceeds of Crime (2000) .
- (24) Law Commission CP 249, supra note (12) , paras 2.1-2.36.
- (25) 民事回復(2002年法240条以下)は，高等法院(High Court)の「回復命令(recovery order)」に基づき違法財産を回復させる手続である。通常の民事手続と同様，原告(National Crime Agency)が，当該財産が違法行為に関連するものであることを，証拠の優越により証明しなければならない。回復可能な違法財産が£10,000以上と思量されるときに可能である。「財産」には動産，不動産その他一切の無形の財産が含まれる。犯罪収益没収に向けて法執行機関が本手続と刑事没収の何れを採用するか，その優先関係について定めた規定はない。究極的には，2002年法2A条1項にあるとおり，「犯罪減少に寄与することが最もよく見積られる方法」を国家犯罪局や公訴局が選択することとなるが，民事回復は刑事没収が困難な場合の次善策と位置づけられているようである。
- (26) 現金等没収(2002年法289条以下)は，捜査機関による違法資金の捜索・差押えを端緒として留置された現金その他の所定財産の没収を裁判所の命令によらずに行うか(forfeiture without court order)，捜査官等が治安判事裁判所(Magistrates' Court)に申立てて，同裁判所の略式手続(summary proceeding)による「没収命令(forfeiture order)」に基づきこれを回復させる手続である。本手続にいう「現金(cash)」には，紙幣・貨幣，郵便為替，手形・小切手，無記名債権などが含まれ，「所定財産(Listed Assets)」には，貴金属，宝石，時計，美術品，切手などが含まれる。
- (27) 徴税(2002年法317条以下)は，国家犯罪局が犯罪収益であると疑うに足る合理的理由を有するとき，国税庁と同様の権限をもって，対象者の収入源等を調査し，課税する手続である。
- (28) 2002年法は，制定以降，数次の大規模な改正を経ている。例えば，2007年重大犯罪法(Serious Crime Act)74条により，当初の法執行機関であった資

産回復庁 (Asset Recovery Agency) が廃止されて重大組織犯罪局 (Serious Organized Crime Agency) が創設された後、2013年犯罪及び裁判所法 (Crime and Courts Act 2013) 15条により、同局に代わって国家犯罪局 (National Crime Agency) が管轄機関となったことが挙げられる。改正経緯については、Law Commission, CP 249, *supra* note (12), at 52-56. そういう点で、現在となつてはやや古いものの、2002年法の逐条解説書として、E. Rees et al., *Blackstone's Guide to the Proceeds of Crime Act 2002* (5th ed., Oxford University Press, 2015)。

- (29) E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.18. このように、イギリスの刑事没収は、日本における没収というよりも追徴に相当する手続である。但し、2002年法が追徴 (犯罪収益剥奪) に特化したものであるとはいえ、薬物や銃器等、個別の財物に対する没収が各制定法の中に規定されており、重疊的な制度となっている点には留意が必要である。
- (30) E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.07.
- (31) 2002年犯罪収益法 (移行規定, 留保その他修正) 命令 (POCA2002 (Transitional Provisions, Savings and Amendment) Order 2003) による。Id., para 2.27.
- (32) Law Commission CP 249, *supra* note (12), paras 2.29-2.35.
- (33) E. Rees et al., *supra* note (28), paras 2.09-2.17.
- (34) *Syed v Westminster Magistrates' Court*, [2010] EWHC 1617.
- (35) *Re Saggat*, [2005] 1 WLR 590. [2002年法施行以前の判例]
- (36) *Saccoccia v Australia*, (2010) 50 EHRR 243.
- (37) E. Rees et al., *supra* note (28), paras 2.20.
- (38) もっとも、判例によれば、没収手続においては、命令の端緒となる犯罪が新法施行後に行われたものであることを条件としているため、7条違反の問題は生じないと解されている。2002年法施行以前の判例であるが、*Welch v UK*, (1995) 20 EHRR 247; *Taylor v UK*, (1998) App No 31209/96などがある。
- (39) 同様に旧法時代の判例として、*R v Benjafield*, [2003] 1 AC 1099; *Danison v UK*, (1998) App No 45042/98.
- (40) 1985年犯罪訴追法 (Prosecution of Offences Act 1985) 6条。
- (41) *R v Zinga*, [2014] EWCA Crim 52; [2014] 3 All E R 90. 本件において、私企業であるVirgin Media Ltd社は機器の不正販売により会員サービスを無料利用した疑いを持ち、詐欺共謀につき警察と協力の上、調査及び訴追を行い、被告人が詐欺共謀罪で有罪判決を受け、8年の拘禁刑を宣告された。同社が没収手続の開始と賠償命令の発出 (2000年刑事裁判所 (量刑) 法) とを申し立てたところ、被告人側は「2002年法上、私人訴追者による当該手続の申立て

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

は許容されておらず、裁判手続の濫用である」として手続中止を求めたため、私企業による手続開始の申立てが許されるか否かが争われた。控訴院は、2002年法40条9項にいう訴追者、すなわち「犯罪収益の源泉となった犯罪訴追を指揮した者」は同法第2部において訴追が認められているあらゆる主体を含むものと解さなければならないとして、私人訴追者もこれに含まれると判示している。なお、本件では、同社と都市警察との間で協力体制の合意が結ばれ、賠償命令を得た暁には無条件にその25%を同警察に寄付することとなっていた。こうした寄付行為は、1996年警察法 (Police Act 1996) のもとで許容されているという。

- (42) R v Brack, [2007] EWCA Crim 1205. E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.28.
- (43) E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.23
- (44) その趣旨は必ずしも明らかでないものの、没収命令と罰金その他の金銭納付命令とは、被告人に対する財産的制限という点で共通しているからであると推測される。
- (45) R v Guraj, [2016] UKSC 65. 没収審理に要する期間は事案により様々であるが、手続延期が可能であることも一因となり、結審が大幅に遅延することがある。本件において、被告人が2012年7月に薬物犯罪とML罪で有罪答弁をしたところ、裁判官が被告人に拘禁刑とともに薬物その他犯罪供用物件の没収を命令した上で、没収手続を延期した。その際、手続の最終日は同年11月とされていたものの、訴追側の瑕疵により手続が2014年まで遅延した。被告人に対して没収命令が発出されたものの、手続遅延と訴追側の手続違反を理由として裁判所による没収命令の発出権限が失われたとして、控訴院が没収命令を破棄したため、訴追側が上訴し、有罪判決後の没収手続期間に関する制定法違反が裁判所の命令発出権限を失わせるか否かが争点となった。最高裁は、①14条11項及び12項は延期申立て又はその受理に関する手続的瑕疵についてのみ適用される必要的規定であって、その他の手続違反に関しては適用されず、その他の手続違反があるため没収命令の発出権限が失われるかの判断は裁判所に委ねられていること、②14条11項は控訴院を名宛人とするものであって、同条にいう手続的瑕疵や不作為があったことを理由として刑事法院に没収命令の発出が不可能となるわけではないこと、及び③14条11項に該当しない手続違反が没収命令の発出を妨げるのは、それが実質的な不正を引き起こすと裁判所が認める場合であることなどを摘示し、控訴院が破棄した没収命令は復元されるべきであると判示した。なお、この争点は、2002年法制定以前から問題とされてきた。例えば、R v Soneji事件において、貴族院は、1988年

論 説

- 刑事司法法71条, 72条3項, 1994年薬物濫用法の手續規定に違反し, 2000年3月に有罪判決, 2002年4月に没収命令を発出したことが「原則6か月以内」を上限とする規定に違反していた事案につき, 被告人が被った不正義が重大ではないとして, 没収命令の破棄を命じた控訴院判決を破棄して刑事法院による没収命令を維持すべきであると判示している (R v Soneji, [2006] 1 AC 340)。Guraji事件判決は, 従来からの立場を維持したものとみることができる。
- (46) 通常, 刑事事件の捜査官や財務調査官が被告人の財産や収入支出状況などの目録を含む陳述書面を作成するとされている。当然, この情報陳述書面自体が証拠となるわけではない。E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.33.
- (47) R v Briggs-Price, [2009] 1 AC 1026. Id., para 2.40. かかる場合には欧州人権条約6条1項にいう無罪推定原則が働くからであろう。
- (48) R v Lazarus, [2005] 1 Cr App R (S) 552. 本件は薬物取引に限定的ながら関与したことを認めて有罪答弁をした被告人につき, 同人の銀行口座に預け入れられた金銭が薬物犯罪収益であると推定されるとする没収命令を維持した裁判例である。
- (49) E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.46.
- (50) Law Commission CP 249, *supra* note (12), para 3.2.
- (51) 別表2には, 職業的犯罪者や犯罪的組織が行う諸犯罪のほか, 偽造罪や知能的な財産犯罪など社会的に危険な犯罪, 武器取引や人身売買など, 時として重大な公的懸念となる犯罪などが列挙されている。
- (52) Proceeds of Crime Act 2002 : Explanatory Note, para 135.
- (53) E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.70. 2002年法制定以前の判例であるが, 貴族院は, 被告人が関税を支払わず煙草を密輸しようとしたが陸揚げ前に探知されたためこれを逃げなかった事案において, 一時的に免脱された関税額を没収命令に算入した裁判所の決定を是認している。R v Smith, [2002] 1 WLR 54.
- (54) このほか, 犯罪生活様式という推定規定の必要的適用の例外として, 過去の手続で既に発出された没収命令の対象となった利益について, 後続の没収手続では考慮の対象外とすることもあり得る。R v Chahal, [2014] EWCA Crim 101.
- (55) R v May, [2008] 1 AC 1028. 「獲得した」の意味について, 貴族院は, 「被告人が財産を法的に所有したとき, 単独所有であると共同所有であるとを問わず, 日常的意味において彼は財産を獲得している。これは, 処分及び支配権と符合するであろう。……被告人が個人的に課されている法的責任を潜脱したとき, 日常的意味において彼は財産上の利益を獲得している。単なる輸送者や管理者その他犯罪に対してきわめてわずかな貢献しかしていない者が,

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

特定の手数料により利益を得、その財産や売却収益に対して何ら利益を有していないのであれば、そうした者たちがその財産を獲得したと認定されることは考えられない」と判示している。

- (56) R v Harvey, [2013] EWCA Crim 1104.
- (57) コンスピラシーや共同計画であるからといて、全ての財産や財産上の利益を全員が一律に得たものと評価する立場が採用されているわけではないとされるものの、「法的問題としてコンスピラシーに参加した者全員が、コンスピラシー関与者全体が利益を得る可能性のあったところの全体額のうち、被告人相当分に対する責任を負うという究極的な主張は退けられる」と判示し、全体の利益を各共犯者の寄与分で分配することを否定した裁判例もある。R v Olbitan, [2004] 2 Cr App R (70).
- (58) R v Whittington, [2010] 1 Cr App R (S) 545. E. Rees et al., supra note (28), para 2.63.
- (59) R v Islam事件 ([2009] 1 AC 1076). 被告人はヘロイン密輸 (3.5kgと0.438kg) に関して1979年関税及び消費税管理法 (Customs and Excise Management Act 1979) 170条2項違反 [2002年法別表2所定の犯罪] につき有罪答弁を行ったところ、76条及び80条に該当する違法な行為に関連してヘロインを獲得したとして、委託貨物全体の売却価格は£71,424であったが、犯罪生活様式を有すると認定された被告人の利益は£404,604と評価され、当該額の没収命令が発出されるとともに、1971年薬物濫用法27条に基づき、ヘロインは没収後に廃棄された。被告人の上訴を受けて、控訴院は、当該ヘロインを売却し得る市場が存在しなかったとして、上記没収額を£71,424に減額した。控訴院は、一般的・公共的な重要性のある法的問題として、「入手可能額とは区別されるものとして、被告人の利益を算定するという目的に照らし、刑事没収手続において、被告人によって獲得された違法な性質の物品を無価値の〔価格を付し得ない〕ものとして取り扱わなければならないか」という点を認定した。貴族院は、「市場」の概念について法的意義は確立されておらず (Charrington and Co Ltd v Wooder, [1914] AC 71), 利益算定においては「それを獲得した時点における」客観的価値を見積もるのであって、それを売却し得る唯一の市場が闇市場であるからといて、そこでの価格に照らして利益——特定の財産を売却・換金することで積算され得る入手可能額とは異なる——を算定することは妨げられない (入手可能額の段階でこれを行うと、裁判所が薬物売買等の不法行為を命令し、又は促進することになりかねない) から、利益算定に関して闇市場価格を考慮することはできないとしたHussain事件判決 (R v Hussain, [2006] EWCA Crim 621) を変更し、当初の没収額に還元させるべ

論 説

きであると判示した。本判決は、薬物を所持していた被告人の利益の評価に際して「被告人がその薬物を購入した」との認定を行う権限があること、従って10条4項の推定により、購入資金それ自体が被告人の総体的な犯罪行為の結果として獲得された財産であって、被告人の利益算定に含まれることを明らかにした点でも重要とされている。Case and Comment, [2009] Crim L Rev 754.

- (60) R v Simons, (1993) 98 Cr App R 100. E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.132.
- (61) R v Thacker, (1995) 16 Cr App R (S) 461 ; R v Dore, [1997] 2 Cr App R (S) 152. さらに、後述する入手可能額の算定は、「被告人が保有する任意に処分可能な財産」を対象とするため、没収された禁制品を没収命令発出時の入手可能額に算入することもできない。
- (62) R v Smith, [2013] EWCA Crim 502.
- (63) R v Byatt, [2006] 2 Cr App R (S) 116. もっとも、本件では、強盗罪のコンスピラシーで有罪答弁をした被告人に対して3年6月の拘禁刑、犯罪利益額£25,000、納付額£1（命令不履行の場合、7日間の拘禁刑）の没収命令が宣告されたため、被告人が量刑不当（右没収命令について、①上訴人は利益を獲得していないこと、②利益の配分額は強盗実行者各人で半分ずつであって利益額も同様であること、③警察により奪還された現金によって命令が充足されること）を理由として上訴した。控訴院は、76条4項にいう「犯罪行為から獲得した利益」の意義を、「被告人が（犯罪の実体の一部を構成する）財産獲得の唯一の原因である必要はなく、その行為が些細なものでない程度に犯行に寄与していることで足り、被告人がその財産を支配していることを要しない」とする先例（Jennings v Crown Prosecution Service, [2005] EWCA Civ 746〔但し、保全命令（restraint order）の事案〕）に従いつつ、8条2項にいう被告人の犯罪利益の獲得時点を参照し、「被告人が犯罪計画の遂行前に離脱したからといって没収命令の諸規定が適用されないわけではなく、……財産獲得に果たした役割や寄与も最低限ないし重要でないものということができない」として強盗実行者が獲得した「財産全体に対する同時的命令が言い渡されなければならない」とした事実審の没収命令は是認できず、「上訴人が犯罪計画から離脱したとき、強盗罪は何も遂行されていなかった。強盗時点で、上訴人は去っていたのであって、現実的な点でその現金獲得の道具であったということができない。かかる状況の下では、利益が存在しなかったと結論付けられる」として£1の没収命令を破棄している。
- (64) E. Rees et al., *supra* note (28), para 2.149.

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

- (65) *Id.*, paras 2.166-2.168. 欧州人権裁判所も、この点に関する挙証責任の転換が無罪推定原則に違反するものでないと判示している。Grayson v UK, (2008) 48 EHRR 722.
- (66) *R v May*, [2008] 1 AC 1028.
- (67) さらに、傍論ではあるが、法廷意見中⑥の所有に関する事項は、「単なる所持目的であっても、盗品を所持した被告人はそれを得たものといえる」とした控訴院判決 (*R v Rose*, [2008] Crim L Rev 650) との関係が、同じく⑥の輸送人に関する事項は、「工場内で盗品を移動させるために器具を貸与し、適度な使用料を受領した被告人は、盗品全体を得たものと認められる」とした控訴院判決 (*R v Stanley*, [2008] 2 Cr App R (S) 107) との関係が、それぞれ問題となり得ることも、評釈の中で指摘されている。Case and Comment, [2008] Crim L Rev 740.
- (68) *R v Morrison*, [2019] EWCA Crim 351.
- (69) *R v Smith (Kim)*, [2014] EWCA Crim 502, para 14 [per Keith J].
- (70) *R v Johnson (Beverley)*, [2016] EWCA Crim 10; 4 WLR 57, para 26 [per Edis J].
- (71) *R v Box (Linda)*, [2018] EWCA Crim 542; [2018] 4 WLR 134, paras 12, 21 [per Edis J].
- (72) *R v Ahmed*, [2004] EWCA Crim 2599, para .12 [per Lantham J].
- (73) *R v Morrison*, [2019] EWCA Crim 351, paras 62-99 [per Singh LJ].
- (74) 2000年刑事裁判所(量刑)法(Criminal Court (Sentencing) Act 2000) 155条による一般原則により、本来的に、没収命令も56日以内であれば変更することが可能であるが、2002年法は独自の規定を置いている。事案及び没収命令の再検討手続は、刑事手続規則58.3及び58.4に規律される。E. Rees et al., *supra* note (28), paras 2.250-2.252.
- (75) 没収命令が発出されているとき、裁判所は、正当かつ利益総額を越えない範囲で入手可能額を増額する権限がある。*R v Bates*, [2006] EWCA Crim 1015; *R v S*, [2019] EWCA Crim 569; [2019] Crim L Rev 883.
- (76) *Nevitt v Serious Fraud Office*, [2019] EWHC 252 (QB).
- (77) *R v Ayinde-Azeez*, [2015] EWCA Crim 2165. 本件において、被告人の利益額は約£2.4millionと認定されたものの、入手可能額が£405,565と認定され、これを没収額とする命令が発出された。しかし、入手可能額の算定の際、被告人が資産はLaw Societyから高等法院に対して凍結の仮処分申請がなされており、Law Societyがかかる財産に対する優先的債権を有していたのに、手続の行き違いから、訴追側による没収命令申立ての準備書面に当該財産が含まれてい

論 説

た。控訴院は、被告人の上訴を受けて、当該財産は入手可能なものでなかったとして、当初の命令を破棄し、£ 1 とする最低額の没収命令を言い渡している。本判決末尾に、「上訴人がさらなる資金を得ることとなったならば、訴追側が裁判所に対してさらなる申立てをする可能性が、当然に開かれているであろう」との傍論が付記されている。

- (78) R v Waya, [2013] 1 AC 294.
- (79) D. Thomas, Case and Commentary, [2013] Crim L Rev 256, at 261.
- (80) Id., at 262.
- (81) Crown Prosecution Service of Nottinghamshire v Rose, [2007] EWCA Crim 1526 ; [2008] EWCA Crim 239.
- (82) R v Shabir, [2009] 1 Cr App R (S) 84.
- (83) R v Farquhar, [2008] 2 Cr App R (S) 104.
- (84) D. Thomas, supra note (79), at 261.
- (85) R v Harvey, [2017] AC 105.
- (86) R. Fortson, Case and Commentary, [2016] Crim L Rev 356, at 357.
- (87) 反対意見を付したLord Hughesによれば、2つの懸念があるという。1つは、HMRCに納税義務のあるVATを特定するという実務がA1P1に適合するか否かである。彼は、納税分を控除して二重回復を避けるためには、刑事法院が被告人の申告状況につき判断を行わざるを得なくなることを、あらゆる事案でHMRC担当官が刑事法院に出廷しなければならないこととなるのは比例的でないと指摘する。もう1つは、VAT制度と所得税や法人税その他の課税制度との間に多数意見が見出すような確実な区別がないとすると、それらを別異に取り扱う理由が存在しないのではないかという原理的問題である (para 63)。Lord Manceは、とりわけ前者の疑問について、二重回復の回避は実質的正義の問題であるから、裁判所が回避するべきではないとしている (para 45)。また、同じく反対意見を付したLord Toulsonは、上訴人の上訴理由①②の何れも消極的に回答すべきであるとし、とりわけ②について、「人からその財産を没収する措置は、正統な目的に資するというだけでなく、その目的と目的達成のために採用された手段との間に比例性という合理的関係性が存在するものでなければならない。かかる要件が充足されているか否かを判断する際、欧州人権裁判所 (Jahn v Germany, (2005) 42 EHRR 1084, para 93) は、国家が複数の執行手段の選択や目的達成に照らして一般の利益としてその諸々の帰結が正当化され得るか否かの評価に関して幅広い受容の余地を享有していることを認めている」とした上で、比例性を欠くものでないと結論付

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について(1)

けている。

- (88) 本判例の評者が「容易な解答のないこれらの諸概念を構成し、適用しなければならぬ裁判官や実務家は、より大きな賞賛が与えられるべきものと思われる」としているのには説得力がある。R. Fortson, *supra* note (86), at 362.
- (89) R v Pritchard, [2017] 2 Cr App R (S) 54.
- (90) R v Malhi, [2017] 4 WLR 27. 本件では、命令不履行時の拘禁刑とECHR 7条にいう適及処罰が問題となった。2006年、被告人は12月の拘禁刑、犯罪利益額£800,000、入手可能額£1の賠償命令 (compensation order) を言い渡された。しかし、その後、被告人は£232,000の住居を購入した事実が発覚し、2015年5月、訴追側から入手可能額の再決定の申立てがなされた。当該申立ては、その住居に付随する£108,000を超える抵当権額であり、2015年7月、不履行による拘禁刑を5年とする当該額の没収命令が発出された。なお、不履行に対する拘禁刑の期間は、2015年重大犯罪法10条により2000年刑事裁判所権限 (量刑) 法139条が改正され、2015年6月から、£100,000を超える者に対しては最長3年から5年に引き上げられていたところ、上訴人は、①刑期上げの施行前に遂行された犯罪に対して適用すべきでないこと、②5年の拘禁刑を言い渡すことができるのは£10,000から£500,000であり、本件命令額£108,010はその最低額に近いから最長期間を適用するのは適切でないことの2点を理由に上訴した。控訴院は、①④没収命令は命令発出時の財産状況を基礎としていること、⑤2015年法10条にはその施行後の命令に適用されること以外の内容を示唆する制定法上の企図がみられないこと、⑥同法のその他の改正が7月以降の全ての命令に適用されることなどに鑑みると、「2015年法10条は犯罪日とは関係なく2015年6月以降の没収命令に適用される」、⑦没収命令不履行時の拘禁刑の引き上げがECHR 7条にいう犯罪実行時よりも重い刑罰賦課の禁止に抵触するか否かが問われるところ、不履行に対する拘禁刑は没収命令の義務履行が無効となったときに科されるものであって、2015年6月以降の命令に関しては拘禁刑も当然にそれ以降に科されることになるから、同条に違反するものでない、⑧事実審裁判官が最長の拘禁刑を設定した理由はどこにも示されておらず、訴追側が適切かつ公正なことに最長の拘禁刑でなく、むしろより短期の刑を科すべきであると主張しているところ、Piggott事件控訴院判決 ([2010] 2 Cr App R (S) 16) で詳細に論じられたとおり、没収額に合理的に即した期間を定めることと、命令が最終的に履行されるか否かを裁判所が懸念することも疑いない事実であることを認識することとの調和が存在する。本件における不履行時の拘禁刑は、単純に命令額とその枠内から導

論 説

かれる期間よりも長いものであるべきであるが、しかし最長の期間であるべきではない。以上の理由から、控訴院は被告人の上訴を認め、不履行時の拘禁刑を5年から3年に変更すると判示している。

- (91) R (Gibson) v Secretary of State for Justice, [2018] UKSC 2 ; 1 WLR 629.
- (92) R v B, [2008] EWCA Crim 1374.
- (93) Jennings v Crown Prosecution Service, [2005] EWCA Civ 746 ; Re S, [2010] EWHC 917 (Admin) .
- (94) R v Adewunmi, [2008] EWCA Crim 71 ; 2 Cr App R (S) 52 ; R v Patel, [2017] EWCA Crim 820.
- (95) R v Kenny, [2013] EWCA Crim 1 ; QB 896, R v Norman, [2013] EWCA Crim 1397.